

# 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

資料1

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	伊藤 嘉奈子	大阪公立大学 現代システム科学域 教授	
2	大方 美香	大阪総合保育大学 学長	会長
3	岡澤 哲子	帝塚山大学 名誉教授	
4	岡田 和夫	奈良市PTA連合会 相談役	
5	梶木 典子	神戸女子大学 家政学部 教授 IPA子どもの遊ぶ権利のための国際協会日本支部 代表	
6	國原 智恵	奈良市保育会 会長	
7	栗本 恭子	株式会社Women's Future Center 代表取締役	
8	栗原 愛子	公募委員	
9	櫻井 一宇	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
10	重松 ケイイチ	奈良教育大学 名誉教授	臨時委員
11	島 勝紅	一般社団法人奈良県訪問看護ステーション協議会 理事 リハビリ訪問看護ステーション ルピナス 看護部長	
12	田中 アキトモ	公募委員	
13	谷口 スグル	奈良市私立幼稚園協会 会長	臨時委員
14	辻中 カナ子	辻中法律事務所 弁護士	
15	浜田 シンジ	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
16	山下 ヒロミ	社会福祉法人大阪水上隣保館 地域子育て支援部門長	

令和6年6月1日 現在

(1) 趣旨

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第12条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を設置し、開催する。

(2) 概要

<テーマ>

「子どもにやさしいまちについて考えよう！」

★子どもがなんでも相談できるようになるにはどうしたらいいだろう？

★安心して過ごすことができる場所はどこだろうか？

★子どもの権利をみんなに知ってもらうためにはどうしたらいいだろう？

令和5年度奈良市子ども会議の参加者に対して、「子どもも大人もみんなで奈良市を子どもにやさしいまちにするために子どもたちで何を話し合ったらいいか」というアンケートを取ったところ、「子どもが過ごしやすい空間について」や「子どもや大人みんなが安心して色々なことを相談できる場所について」などの意見があった。

また、令和5年度に市内在住の6～18歳を対象に実施した「子どもの権利に関するアンケート」では、子どもの権利や既存の相談窓口の認知度が低く、かつ相談窓口を利用することに抵抗感のある子どもが多いことがわかったとともに、学校や地域で安心してできる場所を望む声が多くあったことから、本市では、相談窓口の周知・啓発や子どもがだれでも気軽に集える場について、検討を行っているところである。

そこで、子ども会議開催初年度から10回目を迎える令和6年度奈良市子ども会議では、「子どもにやさしいまち」について考え、子どもが相談しやすい環境や安心して過ごせる場所について、子どもたちから意見を聴取し、本市の子どもにやさしいまちづくりの推進に活かしていく。

令和6年度

4月	5月	6月	7月	8月
		参加者募集	子ども会議 (全5回) + 市長への 意見報告会	

令和6年5月下旬～7月

参加者申込受付

令和6年7月～8月

子ども会議（全5回）+ 市長・教育長への意見報告





## (参考) 奈良市子ども会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであって、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

## (参考) 奈良市子ども会議実施に関する方針

### 第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

### 第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

### 第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

### 第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

### 第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

### 第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

#### 附 則

この方針は、平成27年6月4日から施行する。

＼ 奈良市の未来を考えよう♪ ／

# 2024年 奈良市 子ども会議 ぼ しゅう 参加者募集！

テーマ

子どもにやさしいまちについて考えよう！

みなさんは、どんなまちが、暮らしやすいまちだと思いますか？  
なやみがあったときに気軽に相談できるまち、安心してすごすことができる場所があるまち・・・  
みんなそれぞれちがう意見があると思います。

自分たちが住んでいる・通っているまちをよりよくするために、みんなで「子どもにやさしいまち」について考えてみませんか？

ファシリテーター：萩原 有紀（地域ファシリテーター／2022年・2023年 奈良市子ども会議ファシリテーター）

## ☆開催日程☆

7月24日(水) 26日(金) 31日(水)  
8月 2日(金) 7日(水)

すべて 午前10時～正午まで

全5回の日程終了後、  
参加者のみなさんによる奈良市長への  
意見報告会を開催予定！（8月中旬～下旬ごろ）

※グループにわかれて話し合いを進めていきますので、  
なるべくすべての回に出席してください♪

子ども会議は  
子どもたちみんなが  
自由に意見を伝える  
ことができる場所！

いろんな学校のお友だちと交流  
できるよ♪



もうしこみ  
(申込については裏面へ)

会場

奈良市役所 中央棟地下1階【B1会議室】



応募できる人

奈良市内に住んでいるまたは通っている小学5年生から高校3年生。  
募集人数は30名程度。

応募方法

下のQRコードを読み取り、参加申込フォームからお申し込みください！



応募締切

2024年7月10日（水曜日）まで

※応募者多数の場合は抽選になります。（抽選の結果は応募締切後に応募者全員に連絡します。）

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を奈良市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

※ 2023年以前の奈良市子ども会議の内容などくわしくはこちら →→→



【お問合せ】

奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話:0742-34-4792 FAX:0742-34-4798

メール:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画  
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」  
令和5年度進捗状況一覧

奈良市子ども未来部子ども政策課  
令和6年7月

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）

令和5年度進捗管理事業一覧

基本方針 1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

■基本目標 1 子どもにとって大切な権利の保障

①子どもの権利保障のための取り組みの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
1	奈良市子ども会議の開催	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	子ども政策課	

■基本目標 2 乳幼児期の教育・保育の充実

①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

No	事業名	事業概要	担当課	備考
2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	子ども政策課 保育所・幼稚園課	
3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	子ども政策課 保育総務課	
4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
6	休日保育事業	保育所等において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	保育所・幼稚園課	
7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	保育所・幼稚園課	

②質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	保育総務課	
9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	保育総務課	
10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	保育総務課	
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組むと共に、食育だより等を通じた保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	保育総務課	
12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心に旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	保育総務課	
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	保育所・幼稚園課	
14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	保育総務課 保育所・幼稚園課	
15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	保育所・幼稚園課	

■基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実

①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。	地域教育課	
17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語る子どもを育成します。	学校教育課	
18	学校ICTの推進	タブレット端末等のICT機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	教育DX推進課	
19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課	
20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	地域教育課	
21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。	学校教育課	

②子どもの居場所や体験活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	地域教育課	
23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	地域教育課	
24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	教育支援・相談課	
25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	地域教育課	
26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	子ども育成課	
27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	スポーツ振興課	
28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ振興課	
29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	文化振興課 奈良町にぎわい課	
30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	文化振興課	

③心身の健やかな成長のための取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育支援・相談課	
32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	教育支援・相談課	
33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	いじめ防止生徒指導課	
34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	保健予防課	
35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	医療政策課	
36	思春期保健対策(性)	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	母子保健課	

## 基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

### ■基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保

#### ①妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
37	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。	母子保健課	
38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。	母子保健課	
39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、おさんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。	母子保健課	
40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	母子保健課	
41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児に挑めるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	母子保健課	
42	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	母子保健課	
43	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	子育て相談課	
44	4か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	母子保健課	
45	10か月児健康診査（乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
46	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
47	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	母子保健課	
48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	母子保健課	

49	乳幼児予防接種事業	<p>子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。</p> <p>&lt;個別接種&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満)</li> <li>・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満)</li> <li>・BCG(生後3～12か月未満)</li> <li>・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満)</li> <li>・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満)</li> <li>・二種混合(小学校6年生)</li> <li>・不活化ポリオ (生後3か月～7歳6か月未満)</li> <li>・MR(麻しん・風しん) 第1期(1歳～2歳未満) 第2期(年長児)</li> <li>・水痘(1歳～3歳未満)</li> <li>・日本脳炎 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) 第2期(9歳～13歳未満)</li> <li>・ヒトパピローマウイルス感染症 (小学6年生～高校1年生相当の女子)</li> <li>・B型肝炎(生後2か月～1歳未満)</li> <li>・ロタウイルス感染症(ロタリックス:出生6週0日後から出生24週0日後まで ロタテック:出生6週0日後から出生32週0日後まで)</li> </ul>	健康増進課	
----	-----------	--	-------	--

②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
50	妊産婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。	母子保健課	
51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達を援助します。	母子保健課	
52	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	母子保健課	

③小児医療体制等の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	医療政策課	
54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。	医療政策課	

■基本目標 2 地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	
56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1~2回、乳幼児と保護者が気軽集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子ども育成課	
57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（0~3歳）と保護者が気軽集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。	子ども育成課	
58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	保育総務課	
59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座（市民対象）	地域教育課（奈良市生涯学習財団）	

②多様な子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	保育所・幼稚園課 子ども育成課	
61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	子ども育成課	
62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	保育所・幼稚園課	
63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）	子育て相談課	

■基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

①子育てに関する相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課	
65	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども政策課	
66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	子育て相談課 子ども支援課	
67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	保育総務課	
68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	地域教育課	

②子育て家庭への経済的な支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども育成課	
70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	教育総務課	
72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	保育所・幼稚園課	令和3年度より追加
73	保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、多子の算定方法を緩和します。	保育所・幼稚園課	令和5年度より追加

■基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

①ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
74	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	子ども育成課	
75	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	子ども育成課	
76	ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	子ども育成課	
77	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	子ども育成課	

78	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	子ども育成課	
79	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	子ども育成課	
80	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

## ②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
81	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障がい福祉課	
82	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課	
83	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	障がい福祉課	
84	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	障がい福祉課	
85	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	障がい福祉課	
86	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
87	移動支援	障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課	
88	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	障がい福祉課	令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化されたため廃止。
89	相談支援事業	障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。	障がい福祉課	
90	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	障がい福祉課	
91	子ども発達支援事業	言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子育て相談課	
92	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。	保健予防課	

③児童虐待防止などの取り組みの充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
93	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠期から切れ目のない継続した支援に努めます。	子育て相談課 子ども支援課	
94	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。	子ども支援課	
95	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。 平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	子育て相談課	
96	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	母子保健課	
97	奈良市児童相談所（仮称）奈良市子どもセンター）設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設（仮称）奈良市子どもセンターを整備します。	子育て相談課	令和3年度に事業完了
98	つなげる乳児おむつ宅配事業	多胎児を出産された家庭及び10代で出産された家庭等、子育てに不安のある家庭に対し、乳児に必要な育児用品等の宅配により、子育て家庭の見守りを実施します。宅配時に、保育士等の専門職が、子育てサービス等の必要な情報提供をすることで、保護者の悩みや心配事の軽減を図ります。	子育て相談課	令和2年度より追加

④子どもの貧困対策の推進

99	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世帯の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもたちが安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学を可能とするための学習支援事業を実施します。	子ども育成課	
100	若者サポートセンター「Restartなら（リスなら）」	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象に、キャリアコンサルタントや支援団体の相談員が学び直しや就労などの相談に応じています。支援にあたっては、分野横断的な支援や、関係機関が連携しそれぞれの専門性を生かしたきめ細かな支援を目指しています。令和2年度からは福祉、教育、保健・医療などの各分野の関係機関による「奈良市子ども・若者支援地域協議会」を設置する予定であり、必要な支援をコーディネートする役割を担うとともに、その多様なネットワークを活用し、包括的な支援に繋がるように努めます。	福祉政策課	

101	生活困窮者支援	「奈良市くらしとしごとサポートセンター」では、日常生活や社会生活、あるいは経済的な自立についての相談・支援の場として、その複合的な課題を受けとめ、課題の改善、解決に必要な対応を当事者の方と共に考え、寄り添った支援に努めています。相談には、社会福祉士やキャリアコンサルタント等専門職が応じ、必要に応じてハローワークや県、社会福祉協議会と協議を行っております。就労支援については、自己紹介やビジネスマナー、面接トレーニングなど包括的なカリキュラムのもと、きめ細かな支援を実施しています。	福祉政策課	
102	奈良市フードバンク事業	新型コロナウイルス感染拡大に際し、ひとり親家庭等経済的に影響が大きい世帯に対し、子どもの食の支援を行います。市民や事業者から余剰食材の提供を募り、これを仕分け、必要とする家庭にフードパントリー形式で提供します。	子ども育成課	令和2年度より追加

### 基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

#### ■基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

##### ①地域における子育て支援活動の充実

No	事業名	事業概要	担当課	備考
103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	子ども育成課	
104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子ども育成課	
105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。	子ども育成課	

##### ②地域における子どもの見守り活動の推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
106	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	危機管理課	
107	青色防犯パトロール	市内一円を青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	危機管理課	
108	防犯カメラ設置事業	交通の要衝や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。	危機管理課	
109	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。	いじめ防止生徒指導課	
110	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	いじめ防止生徒指導課	
111	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	いじめ防止生徒指導課	

■基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切に社会的な機運の醸成

No	事業名	事業概要	担当課	備考
112	イクメン手帳の配付	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配付します。	男女共同参画室	
113	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	産業政策課	

■基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して生活できる環境づくりの推進

No	事業名	事業概要	担当課	備考
114	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	道路建設課	
115	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	公園緑地課	
116	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	公園緑地課	
117	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	
118	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。	住宅課	

記入例

黄色に塗りつぶしてあるセルに、  
ご確認・ご記入をお願いします。

基本方針1 子どもがいきい						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和6年度予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		進捗状況に対する担当課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止の理由				
							(目標)	(実績)					(予算)	(決算)			
(1) 子どもにとって大切な権利の保障						97.9	(目標)	100	(予算)	792	B	令和5年度は、市が実施している事業や抱えている課題のうち、5つのテーマについて話し合い、子どもたち自身が、市長や教育長に直接意見を伝え、各テーマの担当課より意見に対する回答を子どもたちに報告した。会議開催初年度から10回目を迎える令和6年度は、「子どもにやさしいまちについて考えよう！」をテーマとし、「子どもにやさしいまち」について考え、子どもが相談しやすい環境や安心して過ごせる場所について、子どもたちから意見を聴取し、本市の子どもにやさしいまちづくりの推進に活かしていく。	A	A	継続	777	子ども政策課
①子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	奈良市子ども会議開催事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市の子ども会議参加者の意見表明に対する満足度(%)	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組みテーマが異なるため、事業全体を通じた子どもたちの満足度が最も事業評価に適切であると思われるため。		(実績)	99	(決算)	616							

【基本方針】「第二期奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の3つの基本方針を定めています。

【基本目標】基本方針に基づく10の基本目標を定めています。

【施策の方向性】基本目標に基づく20の施策の方向性を定めています。

【No】各進捗管理事業の番号を記載しています。

【事業名】各進捗管理事業の事業名を記載しています。

【事業概要】各進捗管理事業の事業概要を記載しています。

【指標】各課に設定頂いた事業指標を記載しています。指標を定めることが適切でない場合は「-」としています。

【指標の設定理由】各課にご回答頂いた設定理由に基づいて記載しています。

【直近の状況】昨年度、各課にご回答頂いた令和4年度実績を記載しています。指標を定めることが適切でない場合は「-」としています。

【令和5年度の取組状況】

(1)目標・実績値：令和5年度の実績を事業指標で記載してください。指標を定めることが適切でない場合は「-」としています。

(2)予算・決算額：令和5年度の事業予算額の確認及び決算額を記載してください。※予算額は、昨年度照会時に回答頂いた額を記載しています。修正する場合は赤字をお願いします。

(3)進捗状況に対する担当課評価：令和5年度の事業進捗状況に対する担当課の評価を5段階で記載してください。

※担当課評価がA、C、D、Eとなる場合は、その理由が明確に分かるように「取り組み内容・課題等」に記載してください。

- A: 計画以上に進んでいる
- B: 計画どおりに進んでいる
- C: 計画より若干遅れている
- D: 計画より大幅に遅れている
- E: 廃止又は中止

(4)取り組み内容・課題等：令和5年度に実施した各事業の取り組み内容や課題を記載してください。

【奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価】

各項目について、以下のとおり評価し、記入してください。

(1)「子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか」

- A: 提供した
- B: 提供しなかった
- : 該当なし

(2)「子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか」

- A: 該当事業を利用・参加している子どもに対して、アンケート等を用いて、意見を聴いており、かつ、その意見を事業に反映している。
- B: 該当事業を利用・参加している子どもに対して、アンケート等を用いて、意見を聴いているが、事業には反映していない。
- C: 該当事業を利用・参加している子どもに対して、意見を聴いていない。または、意見を聴く仕組みがない。
- : 該当なし

【今後の方針】令和6年度の事業の方向性を「継続」「拡大」「縮小」「廃止」「完了」から選択し、「拡大」「縮小」「廃止」の場合は、その理由を記載してください。

【令和6年度予算額】令和6年度の事業予算額を記載してください。

【担当課】事業の担当課を記載しています。※今年度より各事業の担当課が変更になった場合は、赤字で記載してください。

基本方針1 子どもがいざいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況 に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止 の理由			
(1) 子どもにとって大切な権利の保障																
①子どもの権利保障のための取り組みの推進	1	奈良市子ども会議開催事業	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を開催します。	奈良市子ども会議参加者の意見表明に対する満足度(%) ※子ども会議におけるアンケートの設問「話しやすかったか」に対する回答が5段階評価のうち上位2つの「とても思う」「そう思う」と回答された割合	奈良市子ども会議参加者に定められた事業であり、継続的な実施と、子どもたちが意見表明しやすい環境の提供が重要であるため。また、例年参加人数や取り組みテーマが異なるため、事業全体を通して子どもたちの満足度が最も事業評価に相当であると思われるため。	(目標) 100  (実績) 99	(予算) 792  (決算) 616	B	令和5年度は、本市が実施している事業や抱えている課題のうち、5つのテーマについて話し合い、子どもたち自身が、市長や教育長に直接意見を伝え、各テーマの担当課より意見に対する回答を子どもたちに報告した。会議開催初年度から10回目を迎える令和6年度は、「子どもやさしいまちについて考えよう!」をテーマとし、「子どもやさしいまち」について考え、子どもが相談しやすい環境や安心して過ごせる場所等について、子どもたちから意見を聴取し、本市の子どもにやさしいまちづくりの推進に活かしていく。	A	A	継続	777	子ども政策課		
(2) 乳幼児期の教育・保育の充実																
①乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用することともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。	3号認定の利用定員数(人)	子育てと仕事の両立が難しいことへの要因の一つが、保育所等の入所が全てにおいてできていないことであり、現在待機児童の解消に向けて必要な地域及び年齢児に合わせた提供体制を整えるにあたり、特に待機児童数の大部分を占める0～2歳児で構成される3号認定児童の利用定員数の確保に努めているため。	(目標) 3,231  (実績) 3,294	(予算) 396,898  (決算) 381,556	B	令和4年度より開始している、極楽坊あすかこども園の保育定員増員のための移設を伴う園舎新築工事を継続した。2か年事業の2か年目である令和5年度に事業完了予定であったが、解体工事遅延のため事業繰り越しとなり、令和6年6月末事業完了予定。また、親愛幼稚園の認定こども園移行に向けた取組を進めた。引き続き待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへ対応することを目的として、既存施設の活用及び新設等のハード面の整備に合わせ、幼保施設の充足率の状況や奈良市全体の保育需要と供給のバランスを考慮して検討を進める。	A	—	継続	15,082	子ども政策課 保育所・幼稚園課		
	3	市立幼保施設の再編	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の統合・再編及び民間活力を活用することにより、よりよい教育・保育環境の整備を図ります。	市立こども園の設置数及び市立幼保施設からの公私連携施設への移行件数の累計	奈良市幼保再編基本計画・実施計画に基づく市立幼保施設の統合再編などによる認定こども園への移行や、民間活力を活用した市立幼保施設の民間移管による公私連携施設への移行に向けた取組を行っているため。	(目標) 24  (実績) 26	(予算) 702,995  (決算) 519,687	B	令和4年度に修正・公表した奈良市幼保再編計画に基づき、西大寺北幼稚園において令和6年4月からの民間移管に向け引継保育を実施した。また、三笠保育園の移管先法人を公募により決定した。さらに1園の市立幼保施設の再編方針を公表し、再編に向けた取組を進めた。今後も、奈良市幼保再編計画に基づき、市立幼保施設の民間移管を中心に待機児童の解消や市立幼保施設の過小規模化といった課題を解消し、保護者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるような教育・保育体制の整備を目指す。	A	—	継続	544,206	子ども政策課 保育総務課		
	4	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。	年間延べ利用者(人/日)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	(目標) 132,317  (実績) 115,170	(予算) 219,366  (決算) 119,048	B	公立園：令和5年度は、市立園においては、市立認定こども園全17園、市立幼稚園全9園で一時預かり事業を実施し、保護者の多様なニーズに対応し就労支援や育児の負担軽減に繋がるよう努めた。全こども園・幼稚園で一時預かりを実施、定員したことにより、市全体の一時預かり利用の増加が認められた。担当者連絡会を開催し情報交換等の機会をもち更に保育の充実に努める。私立園：市内私立認定こども園14園、市内に住所を有する児童が通う市外の私立幼稚園(新制度)1園において事業を実施し、保護者の多様な保育ニーズに対応した。また、市単独で補助制度を設けている2歳児受入推進事業については、私立幼稚園2園で実施し、保護者の多様な就労形態に対応することで、私立幼稚園への就園促進を図った。	A	—	継続	225,843	保育総務課 保育所・幼稚園課		
	5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。	年間利用人数(人)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	(目標) 2,765  (実績) 2,285	(予算) 137,541  (決算) 86,318	B	保護者の多様な就労形態に対応し、子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、市立保育所1園、こども園2園において利用時間を超えた延長保育事業を実施した。また、私立保育所24園、私立認定こども園18園及び小規模保育事業所7園においても同事業を実施した。子どもの健やかな成長と保護者への支援充実のため、同事業の充実を目指す。また、新設園開所の際に、延長保育事業の実施を促すことにより、更なる拡充を図る。	A	—	継続	141,092	保育総務課 保育所・幼稚園課		

基本方針1 子どもがいそいそと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況					奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況 に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか				拡大、縮小、廃止 の理由
2質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実	6	休日保育事業	保育所において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。	休日保育延べ利用者数(人)	休日保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、休日保育の利用者数が適当であるため。	493	(目標)	510	(予算)	10,641	B	A	-	継続	-	保育所・幼稚園課	
	(実績)	456	(決算)	9,281													
	7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを保育します。	夜間保育所延べ入所者数(人)	夜間保育を必要とする保護者の保育ニーズへの対応を評価する指標として、夜間保育事業を実施する施設の入所者数が適当であるため。	549	(目標)	480	(予算)	9,601	B	A	-	継続	-	保育所・幼稚園課	
	(実績)	524	(決算)	9,140													
	8	こども園、幼稚園及び保育所等職員研修の推進	子ども的人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、こども園、幼稚園及び保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	-	職員の資質の向上のために研修を実施しているが、研修での学びを数値化することは難しいので指標の設定は行わない。	-	(目標)	-	(予算)	754	B	B	-	-	継続	-	保育総務課
	(実績)	-	(決算)	595													
9	こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	園における教育及び保育が小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、小学校教育への円滑な接続が行われるよう、連携を推進します。	-	校区等によって交流や研修等の連携の持ち方や回数等が異なり、統一的な指標を設定するのが難しいため、指標の設定は行わない。	-	(目標)	-	(予算)	-	B	B	-	-	継続	-	保育総務課	
(実績)	-	(決算)	-														
10	特別な支援を要する園児への支援体制の充実	特別な支援を要する園児に対して必要な支援を適切に提供するとともに、ネットワーク体制を活かした連携の中で、特別支援教育及び支援体制の充実を図ります。	-	支援体制の充実を数値化することは困難であるため、指標の設定は行わない。	-	(目標)	-	(予算)	153,947	B	B	-	-	継続	-	174,449	保育総務課
(実績)	-	(決算)	110,236														
11	こども園、幼稚園及び保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成を目指し、各園において、年齢に応じた食育に取り組みと共に、食育だけでなく保護者への啓発を行うことにより、子どもたちの心身の健全育成を図ります。	-	子どもたちの心身の健全育成を図ることが目的であり、各園において年齢に応じた取り組みを実施することとなる。画一的かつ定量的に事業の進捗を図ることが困難であるため指標の設定を行わない。	-	(目標)	-	(予算)	-	B	A	-	-	継続	-	保育総務課	
(実績)	-	(決算)	-														
12	こども園及び保育所における安全な給食の提供	徹底した衛生管理のもと、和食を中心に旬の食材を取り入れながら、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーに配慮した安心・安全でおいしい給食の提供に努めます。	-	安全・安心でおいしい給食の提供にあたっては、乳幼児の成長に必要な栄養バランスや食物アレルギーへの配慮など様々な側面があり、一つの指標をもって達成できたかどうかを評価することが困難であるため、指標の設定を行わない。	-	(目標)	-	(予算)	-	B	A	-	-	継続	-	保育総務課	
(実績)	-	(決算)	-														

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して適切な情 報を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する 機会を設けるよう努めま したか				拡大、縮小、廃止 の理由
	13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。	入所児童数(人)	保育士の処遇改善及び保育内容の充実のため、継続的な事業の実施が重要であり、入所児童数が適当であると考えられるため。	(目標)	6,388	(予算)	775,695	B	私立保育所等における医療的ケア児の受入れを促進するため、令和3年度より医療的ケア児保育支援事業を開始し、令和5年度は私立認定こども園1園に対し補助を実施した。また、令和5年度より多子世帯の子どもを対象とした副食費補助事業を開始したほか、奈良市障害児保育事業における障害児認定の幅を広げ、園の活用を促進した。引き続き、保護者の多様なニーズに対応しながら保育士の処遇改善及び保育内容の充実を図れるよう補助を行っていく。	A	-	継続	823,293	保育所・幼稚園課
						(実績)	6,528	(決算)	608,581							
	14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価及び保護者アンケートによる評価を導入し、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を保護者や子どもの視点から見直し改善します。	第三者評価又は関係者評価を実施する施設数(園)	第三者評価や保護者アンケート等の関係者評価を実施することで、教育・保育の質の充実につながるため。	公立園：関係者評価として、奈良市公立園全園で保護者アンケートによる評価を実施し、評価をとりまとめホームページ等で情報を公開した。また、幼稚園、こども園においては学校評価員による園運営全般の評価を実施した。加えて、園長による自己評価及び園評価を実施、各園の課題を明確にし、職員意識改革や課題解決につながる園運営に活かした。また、次年度に向けて職員資質の向上や園運営、保育の向上を図っていく。 (私立)私立保育所4園、小規模保育事業所5園及び認定こども園18園において、公立園と同様、保護者アンケートと自己評価を実施した。また、私立認定こども園7園で施設関係者評価を実施した。私立保育所等の第三者評価受審については努力義務であり令和5年度は実施園がなかったが、受審することが望ましいので、受審の働きかけ方について検討を進める。施設関係者評価についても実施園増加のため、受審の働きかけを進めていく。	(目標)	35	(予算)	14,156	B	A	-	継続	15,340	保育総務課 保育所・幼稚園課
							(実績)	57	(決算)	1,356						
	15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	1園あたりの在園児童数(人)	本補助金の対象(私立学校法に規定する学校法人が、学校教育法の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する確認を受けたものを除く。)から子ども・子育て支援制度へ移行する幼稚園のことも踏まえ、全体の在園児童数ではなく、1園あたりの在園児童数で正確な推移を確認することができるため。	市内私立幼稚園11園に対し、運営費補助金を交付した。人件費及び管理運営に関する費用を補助することにより、各園の教育条件の維持向上を図るとともに、幼稚園経営の健全性を高め、私立幼稚園の健全な発展を図った。継続して実施することにより、奈良市の幼稚園教育の更なる拡充及び振興発展を目指す。	(目標)	120	(予算)	20,079	B	A	-	継続	16,971	保育所・幼稚園課
							(実績)	107	(決算)	17,402						

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して適切な情 報を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する 機会を設けるよう努めま したか			
(3) 学齢期の教育・育成施策の充実															
①豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実	16	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(人)	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参加が必要であるため。	65.776	(目標) 117,100 (予算)	65.607	C	市内の全中学校区(21校区)で、地域のお祭りや校区の運動会、地域の歴史を知るイベント等の地域学校連携協働活動の取組を実施し、子どもたちに様々な学びの機会を提供してきた。また、本事業を支えるボランティア数は60,815人(地域で決める学校予算事業のみ)であり、昨年度より1,280人減少したが、コロナの影響により中止していた事業を復活するなど、多様な学びの場の提供に努めた。また、事業の担い手育成のための研修や校区を超えた人材交流の場を設けるなど、担い手の教育資質向上に向けた取組も実施した。	A	A	継続	66,943	地域教育課
	17	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを巡り、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語る子どもを育成します。	主体的な学びを実現できる子どもの割合(%)	「授業で学んだことを、ほかの学習にいかしていますか。」とのアンケートに当てはまると答えた生徒・児童の割合を増やすことで、世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語る子どもの育成を目指す。	93	(目標) 88 (予算)	7,472	B	奈良市教育委員会が事務局を務める世界遺産学習連絡協議会の主催のもと、第14回世界遺産学習全国ワキアットを和歌山県田辺市で開催し、学校関係者、関係団体、保護者、児童生徒など約600名の参加を得た。また、教員向け研修「世界遺産学習リレー講座」を8回実施し、延べ約100名を超える教員が参加した。特に、NHK奈良放送局との協働で実施した「世界遺産学習VR体験」では、VRを用いた効果的な世界遺産学習について議論を行うとともに、春日山原始林をVR化することの可能性について検討する等、学びを深めることができた。オンラインを活用した学校間交流では、市内12校の学校が市内、市外、海外の学校と交流を行い、互いの地域での学びを発信することで、持続可能な社会構築のための学びを深めることができた。	A	A	継続	8,370	学校教育課
	18	学校ICTの推進	タブレット端末等のICT機器を小学校・中学校に整備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。	「教員のICT活用指導力」の4観点について「わりができる」若しくは「やることができる」と回答した教員の割合(%)	毎年、文部科学省が行う「教員のICT活用指導力」アンケートで、「A教材研究・指導の準備・評価などにICTを活用する能力」「B授業中にICTを活用して指導する能力」「C児童のICT活用を指導する能力」「D情報モラルなどを指導する能力」の4観点を集計、回答の割合に応じて、今後の研修等の参考とする。	90.2	(目標) 84.0 (予算)	511,709	B	GIGAスクール構想での1人1台端末整備以降、学習の内外で児童生徒がICT機器を学びに利用しているシーンが増えていることから、教員についても活用が進んでいる。令和5年度にシステム基盤を更改し、クラウド環境をフルに活用しながら業務を行えるようにしている。今後、これらの環境を活用した授業改善に取り組みたいと考えている。	A	A	継続	511,000	教育DX推進課
	19	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	-	学校の自己評価については学校学校教育法及び学校教育法施行規則により、実施・公表及び設置者である市教育委員会への報告が義務化されており、全ての学校で実施されていることから、指標の設定は適しなないと考える。	-	(目標) - (予算)	-	B	平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、令和元年度中に市立小・中・高等学校の学校評議員制度から学校運営協議会制度にすべて移行した。今後は学校運営協議会を活用し、各学校が自らの教育活動等の成果や取り組みを検証し、学校運営の組織的・継続的な改善を図ることができるよう、状況を把握していく。	A	A	継続	-	学校教育課
	20	コミュニティ・スクールの運用	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設け、学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みを行うことで、学校運営の一層の改善を図ります。	-	協議内容が学校内で共有されているか、協議結果に基づく方針の検討を行う体制が学校にあるかどうかといったことが指標として考えられるが、現在、教員の働き方改革が推進されている中で、このことを問う新たなアンケート調査を実施することが難しい。	-	(目標) - (予算)	1,730	-	各校区の学校運営協議会(38協議会)において、学校と保護者や地域住民が、学校運営のビジョンや取組状況、課題等について協議を行い、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を実施した。また、学校運営協議会と地域教育協議会の一体的な推進を図るため、それぞれの役割を、学校と地域が共に理解した上で、保護者や地域住民等が学校運営に参画する持続可能な仕組みの構築をめざし、制度理解を深めるための研修を実施した。	-	-	継続	1,710	地域教育課
	21	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。	奈良市教職員研修講座に係る満足度(%)	奈良市教職員研修講座において実施している受講直後アンケートの満足度を4件法で評価しており、これを指標とする。	97.9	(目標) 94.8 (予算)	2,441	B	若手教員対象の「教員個別訪問研修」を延べ221回実施し、対象教員個々の課題やニーズに合わせた具体的なかつ的確なアドバイスを行ったことで、学級経営や授業に対する改善意欲の向上を図ることができた。また、教育センターにおいて、キャリアステージや職階に応じた集合型やオンラインの研修講座を76講座を実施し、満足度は97.6%だった。	A	A	継続	2,421	学校教育課

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況 に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対する適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
②子どもの居場所や体験活動の充実	22	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで居間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	入所児童数(人)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	3,749	(目標) 4,358 (予算) 252,971 (実績) 3,980 (決算) 206,795	B	例年に引き続き延長保育や夏休み等児童食糧提供事業を実施、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化することで、保護者の負担軽減を図った。その結果、令和5年5月1日時点の入所児童数は3,980名となった。 巡回支援員の訪問保育指導を142回、作業療法士の訪問指導プログラムを152回(856時間、対象児童41名)、支援員研修を18回(合計参加人数1,106名)実施し、過去の研修動画を視聴可能な専用ホームページを作成する等、保育の質の向上に取り組み、引き続き主任支援員を配置し施設運営の効率化を図った。 また、支援員確保のため、求人広告の掲載、本市SNSでの求人情報の配信、県内大学への求人情報の周知、デジタルサイネージへの求人情報の掲示、しみんだよりへの支援員募集の特集記事掲載、奈良県保育人材バンクへの登録、支援員募集ポスターの各施設への掲示等の取り組みを継続して行った。 施設設備については、国や県の補助金を受け、合計3箇所(令和4年度からの繰り越し:伏見・西大寺北、令和5年度:左京)のバンビーホームの整備を行ったが、全国的な電線資材の不足により富雄北バンビーホームについては令和6年度に繰り越しを行った。 共働き家庭の増加に伴い、バンビーホーム利用児童数は年々増加していることから、引き続き支援員確保を強化しつつ、児童が安全・快適に通うことができるよう施設整備を進める。	A	A	継続	266,779	地域教育課	
	23	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行います。	地域学校協働活動に協力するボランティアの活動人数(人)	地域と学校が連携・協働した事業を推進し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりや地域の教育力の再生・地域コミュニティの活性化を目指すには、多くの地域ボランティアの参画が必要であるため、地域学校協働活動に関わる地域ボランティアの活動人数を指標とした。	65,776	(目標) 117,100 (予算) 19,658 (実績) 65,605 (決算) 17,027	C	市内の全小学校区(42校区)で放課後子ども教室を延べ982日開催し、延べ36,351人(R4年度は35,602人)の児童の参加があり、子どもたちの居場所づくりに貢献した。宿題に取り組み児童を補助する学習支援・学習相談をはじめ、絵手紙や読み聞かせ、水墨画体験、収穫体験、スポーツ教室の活動を行うことにより、子どもたちが地域の方々と触れ合い、様々な体験を行う機会を創出できた。コロナによる制限が緩和し、様々な活動が復活し、応募枠を超える参加希望により教室回数を増やした教室もあり、子どもたちに多様な学びの場を提供した。 また、本事業を支えるボランティア数は、コロナの影響による事業中止等の理由によりここ数年減少傾向であったが、令和5年度のボランティア数は4,700人(放課後子ども教室推進事業のみ)であり、コロナ前の人数には達しないものの、昨年度より1,109人増加(約30%増)し、子どもたちが心豊かに育まれる環境づくりに努めた。	A	A	継続	19,489	地域教育課	
	24	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。	年間来館者数(人)	センター学習の市内学校園及び市民への提供状況を直接的に示す数値として、年間来館者数を目標指標に設定する。	8,670	(目標) 16,690 (予算) 19,544 (実績) 12,258 (決算) 18,449	B	平日の学校園向けの講座については、教育センター内で実施する館内講座と出前講座を行い、昨年度より2校園多い30校園の利用があった。 土日祝日の市民向けの講座(キッズホリデークラブ)については、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による各種規制等撤廃により、こどもまつり等のイベントや通常の科学実験等の講座の受入れ人数を増やした結果、昨年度より約2,800人多い来館者数となった。 今後は、より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、教職員向けの掲示板や市民向けのアプリ等を活用し事業を周知するとともに、ニーズに沿った講座の増加を図る。	A	A	継続	18,505	教育支援・相談課	
	25	青少年野外体験施設の運営管理	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。	市営青少年野外体験施設の利用者数(人)	魅力的な事業展開や広報活動の拡充により、黒髪山キャンプフィールド及び青少年野外活動センターの利用者数の増加を目指す。	8,427	(目標) 11,050 (予算) 31,010 (実績) 9,626 (決算) 30,648	B	黒髪山キャンプフィールドと青少年野外活動センターにおいて、キャンプ活動やレクリエーション活動等の学習の機会を提供した。青少年野外活動センターでは施設の周囲の自然環境を生かした魅力的な事業展開に努めた。 黒髪山キャンプフィールドでは、危険木の伐採や水はけ改善作業等を行い、施設の充実度や安全性を高めた。新規利用者の獲得と利用者の満足度を高めるため、コースの高い事業や地域にある自然などを生かした幅広い魅力的な事業を実施するとともに、更なる広報活動の拡充を行い、青少年の健全育成のための教育・体験活動の場として利用促進に努める。	A	A	継続	37,270	地域教育課	
	26	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。また、安全面を第一に、施設の老朽化具合などにより優先順位をつけて、計画的に整備を進めます。	児童館(4館)の利用者数(人)	地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点として機能しているか、また、子育て支援の拠点として乳幼児とその保護者に対して遊びや交流の場を提供するという目的をどの程度果たしているかを確保するため、児童館(4館)の利用者数を指標とする。	22,252	(目標) 26,700 (予算) 114,596 (実績) 26,169 (決算) 112,791	B	児童館での各種活動や、地域子育て支援拠点事業等を通じて「子どもの居場所づくり」や「児童の健全育成」を促進することができた。 指定管理者制度の導入により、法人のノウハウを活かし更なる児童館事業の充実につなげ、より効果的・効率的な運営を図る。	A	-	継続	113,640	子ども育成課	
	27	スポーツ体験フェスティバルの開催	「スポーツの日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組むのがかりとなる場を提供します。 (※令和2年より「体育の日」が「スポーツの日」に改められました。)	参加人数(人)	多目的のスポーツを「見て・触れて・体験して」感じることができて「スポーツ体験フェスティバル」は、幼・少年から高齢者まで幅広く誰もが参加できる事業であり、参加者数は市民のスポーツ活動への関心を測る指標と考えられるため。	448	(目標) 3,000 (予算) 1,600 (実績) 1,346 (決算) 1,600	C	事前予約制で実施したこと、雨天のため午後の部を中止したこと等目標値に届かなかった。 事前予約制から当日受付制とすることで、参加者の大幅な増加が見込まれる。	A	A	継続	1,600	スポーツ振興課	

基本方針1 子どもがいいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課		
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況 に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか				子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止 の理由
	28	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	スポーツ少年団加入率(%)	青少年の心身の健全な発達と、子どもたちの体力向上を図ることを目的としている事業であるが、少子化等により子どもの絶対数は減少しているため、スポーツ少年団加入対象のうち中心となる総児童数(小学生)に対する加入率を指標とする。	(目標)	8.2	(予算)	1,000	C	昨年度に引き続き児童数は減少傾向にある。野外活動体験を日増しで実施することで開催が出来た。体力づくり大会は雨天のため中止となった。児童数全体が減少している中だが、事業は継続し、スポーツ少年団の団員がわくわくする魅力ある事業を引き続き検討していく。	A	A	継続	1,000	スポーツ振興課	
						(実績)	6.4	(決算)	1,000								
	29	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	事業の実施件数及び参加人数(件)(人)	継続的な文化振興のためには、次世代の文化教育が重要である。文化を取り巻く環境は日々変化しており、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それぞれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	27件 38,886人	(目標)	30件 47,500人	(予算)	17,444	B	各文化施設の特徴を活かし、合計55,287人の子どもの文化に触れる機会を提供することができ、目標を大幅に超過した。今後も引き続き、事業を実施していく。	A	A	継続	19,454	文化振興課 奈良町にきわい課
							(実績)	31件 55,287人	(決算)	14,222							
	30	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	事業の実施件数及び参加人数(件)(人)	近年多種多様なニーズが生まれる中、文化教育においては、より能動的な取り組みが求められる。文化を取り巻く環境は日々変化しているため、単一の指標ではなく、事業実施件数と参加人数を設定することで、それぞれがもたらす影響や相互関係など複数の視点で分析が可能であるため。	5件 1,432人	(目標)	5件 2,800人	(予算)	2,994	B	各文化施設の特徴を活かし、合計1,931人の子どもの文化に触れる機会を提供することができた。	A	A	縮小	2,110	文化振興課
							(実績)	5件 1,931人	(決算)	1,643							
	③心身の健やかな成長のための取り組みの充実	31	教育相談業務の充実	教育センターに教育相談総合窓口を設け、カウンセラーを配置するとともに不登校や特別支援教育の相談、スクールカウンセラーの配置等を行い、教育に関する様々な相談の充実を図ります。	教育センターにおける来所教育相談の件数(回)	教育に関するいろいろな相談に対応し、来所教育相談回数が増えることにより、教育相談事業が周知され、ひいては市民への生活環境の改善・向上に繋がることから、不登校児童生徒のための相談や支援、また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための相談やこじばの指導、発達検査など来所による教育相談延べ回数を指標とする。	(目標)	3,250	(予算)	28,755	A	児童生徒を対象とした相談や保護者の相談、教員の児童生徒支援についての相談や助言をカウンセラーや特別支援教育相談員が行った。各校にはスクールカウンセラーを配置し、校内において児童生徒、保護者を対象に相談業務を行うとともに、教員との児童生徒に関する情報共有や会議等にも参加するなど、校内の教育相談担当者も協働して教育相談体制の充実を図った。重篤なケースが発生した場合はスクールカウンセラーを追加で配置し児童生徒の心理面の支援にもあたった。心理面での支援の周知が広がっている一方、教育センター相談6階フロア、スクールカウンセラー共に相談予約数が増加しており、どのように予約件数を解消、対応を行うのが課題である。	A	A	継続	29,000	教育支援・相談課
							(実績)	3,917	(決算)	28,677							
							32	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。	通級指導教室において指導を受けている児童生徒数(人)	国は通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導について、一人一人のニーズや課題に即した特別な教育過程による指導及び適切な支援の場としての「通級指導教室」を増設し、平成29年度から10年間で、通級指導担当教員の基礎定数化を推進する方向性を示している。本市においても、特別な支援を必要とする児童生徒への切れ目ない支援を行うために本指標とする。	489	(目標)	410	(予算)	20,388	A
(実績)	671	(決算)	19,887														
33	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を「奈良いのちの電話協会」に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。	すこやかテレフォン相談件数(件)	青少年やその保護者の電話相談件数がこの数年は概ね増加傾向にある。また、世情を反映した青少年を取り巻く問題も複雑化しており、相談内容は多様化していることから、相談件数を指標とする。	973	(目標)	900	(予算)	900	B	専門的な知識と資格を有する相談員が年中無休で電話相談業務にあたる。令和5年度の電話相談件数は917件であり、昨年度の相談件数と比べて少ない結果となった。相談件数の7割が女性からの相談であり、相談者自身の悩みを相談されるケースが多く、幼児や小中高生を持つ親からの相談では母親からの相談が多かった。また、一定数の男性からの相談もある。このことから、子どもをめぐる諸問題についての電話相談として、市民の中に定着しているものと思われる。青少年やその保護者を取り巻く環境は大きく変化し、いじめや不登校、自殺企図、ヤングケアラー、貧困など、より深刻化・複雑化している。相談員の高齢化も進み、業務負担の大きいボランティア活動であることから、希望者も少なく、新たな相談の担い手の育成や、相談員のより一層の研鑽が求められてい	B	-	継続	900	いじめ防止生徒指導課	
						(実績)	917	(決算)	900								

基本方針1 子どもがいいきぎと心豊かに育つまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況					奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)		進捗状況 に対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対する適切な情報を提供しましたか				子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか
	34	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。	—	啓発については市内にある全高校に対して実施しており、現状維持か高校の統廃合で学校数が今後減少していく中でこれ以上の増加は見込めないため設定指標として望ましくないと考える。	—	(目標)	—	(予算)	2,015	B	啓発は、例年通り市内の中学校、高校、大学、専修学校へ啓発チラシやポスターを配布した。 若年層への啓発として、大学1校へ健康教育を実施できた。 令和5年度の上半期は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の特別措置期間中で一部対応を継続実施していたため、通常通りの受入枠で検査を実施することができなかった。徐々に検査数を増やし、下半期からは以前と同じ受入枠での検査体制で事業を実施することができた。感染不安のある検査希望者からの問い合わせは依然として多く、不安の軽減が図れるよう検査事業を継続実施していく。	B	—	継続	1,022	保健予防課
	(実績)	—	(決算)	427													
	35	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	未成年へ啓発物配布人数(人)	たばこから子どもたちの健康を守るためには、学校等の協力を得て啓発を行うことが、効果的かつ効果的であり、その啓発方法としては、学校等を通じて啓発物を配布することが適切であると考えられるため。	0	(目標)	4,000	(予算)	183	B	・未成年者禁煙相談窓口は継続して実施したが、相談実績は0件であった。 ・たばこの健康への影響等を分かりやすく説明したリーフレットを作成し、市内小学校に対して小学6年生全員・教員に配布を行った。 ・小学6年生向けのリーフレット配布について、令和6年度は印刷物ではなくデータにより配布予定。	A	C	継続	83	医療政策課
(実績)	3,631	(決算)	71														
	36	思春期保健対策(性)	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	16歳未満の妊娠届出数(件)	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けており、関係機関と協力し、啓発活動や支援を行うため。	0	(目標)	0	(予算)	16	B	・妊娠届出数1,790件のうち、16歳未満の届出は3件。 ・市内小・中学校に対し、思春期相談窓口啓発ポスターを配布。市立中学生には思春期相談カードも配布。 ・母子保健課での電話相談、メール相談の実施(40件)。 ・ホームページでの相談窓口の啓発を実施。 ・養護部会に母子保健課の取り組みや事例を報告し、連携の強化を図る。 ・学校等に対し思春期教材の貸出を行っている。	—	—	継続	19	母子保健課
						(実績)	3	(決算)	16								

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して 適切な情報 を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する 機会を設ける よう努めましたか	拡大、縮小、廃止 の理由				
(1) 子どもと子育て家庭の健康の確保																	
①妊婦から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実	37	産後ケア事業	生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に、市内登録産科医療機関において産後ショートステイ（宿泊型）、産後デイケア（日帰り型）のサービスを提供します。 (令和4年4月1日より対象が生後4か月未満から生後1歳未満に変更となった)	利用者数（人）	母子保健法の規定により生後1歳未満の乳児及びその母親で、親族等から出産後の援助が受けられない者であって、心身のケアや育児サポートが必要な母子を対象に実施しており、利用者数が事業評価に適切と思われるため。	(目標)	40	(予算)	10,852	A	令和5年10月より、受け入れ施設が1か所増加し9医療機関へ変更。令和6年1月1日より利用料の減額を実施し、利用しやすい体制整備を進めた。産後ショートステイは延191泊、産後デイケアは延170日の利用となり、前年度と比較し実人数、利用日数ともに2倍の増加となった。さらなる利用者のニーズに応えるため、令和6年度から訪問型の産後アウトリーチを開始予定。出産直後は心身ともに不安定で、きめ細かなサポートを要するため、受け入れ医療機関との連携、支援体制の強化を図りながら支援を行っている。	A	-	継続	17,358	母子保健課	
						(実績)	108	(決算)	10,193								
	38	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。	特定不妊治療費助成件数（件） 及び助成額（千円）	治療費に対する補助事業であり、事業成果を図るためには助成件数及び助成額が評価指標として適当と思われるため。	(目標)	400件	(予算)	70,000千円	B				廃止	令和4年4月から不妊治療が保険適用となり、国庫補助が終了したため事業廃止。	母子保健課	
						(実績)	81件	(決算)	18,211千円								
	39	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。	28週以降の妊娠届出数（件）	母子保健法の規定により、適切な時期に母子健康手帳を交付し安心安全に妊娠期から出産を迎えるため、28週以降の妊娠届出数が事業評価として適切であると思われるため。	(目標)	0	(予算)	804	B	母子健康手帳の中に妊娠、出産、子育てに関する情報を掲載している。乳幼児健診・予防接種・妊婦健診実施医療機関やドラッグストアでのポスター掲示やホームページにて妊娠届出の啓発を行った。妊娠期からの切れ目ない支援を目指し、関係機関と連携しながら、妊娠届出の際、必要時には妊産婦支援計画書を作成し、個人の状況に応じて支援を行っている。	A	-	継続	747	母子保健課	
						(実績)	4	(決算)	747								
	40	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。	受診回数（回）	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	(目標)	29,498	(予算)	240,799	B	妊婦中の女性と胎児の健康の保持及び増進、異常の早期発見を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成した。 妊娠期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基本券に加え、補助券追加券を26枚を交付（令和5年9月1日以降は14枚を追加し、40枚交付）した。延べ受診回数は22,061回であった。	-	-	継続	200,526	母子保健課	
						(実績)	22,061	(決算)	181,669								
	41	親子健康教室	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ります。あわせて、安心して育児ができるように、保護者同士の仲間づくりを促し、地域での孤立予防を図ります。	参加者数（人）	妊娠・出産・子育てに関する正しい情報を提供し、育児不安の軽減と虐待予防を図ることを目的に、教室を実施しており、教室の参加者数が事業評価として適切であると思われるため。	(目標)	2,300	(予算)	646	C	母親教室：年12回開催、参加者98人 離乳食教室：年12回開催、参加者310組625人 歯磨き教室：年9回、参加者156組315人 妊婦歯科健診：年12回、参加者211人 出張歯科講座：年11回、参加者91組188人 妊娠・出産・育児をする中で、初めての子育てに不安や悩みが多い初妊婦（第1子）を対象に、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み感染対策を行いながら、各教室毎に専門職による講話やグループワーク等を実施した。その他、相談希望者には個別で対応した。	A	-	継続	726	母子保健課	
						(実績)	1,437	(決算)	550								
	42	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	新生児訪問対象者への訪問実施率（%）	妊産婦、新生児及び未熟児への訪問は母子保健法の規定により実施しているもので、育児不安の軽減を図り、虐待の予防及び早期発見のためには継続的な実施が必要であり、新生児訪問対象者への訪問実施率が最も事業評価に最適と思われるため。	(目標)	98.0	(予算)	310	B	妊娠届出時のアンケートや産科医療機関との連携により、妊娠期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新生児訪問を実施（訪問及び面接）した。	A	-	継続	182	母子保健課	
						(実績)	97.2%	(決算)	173								

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して適切な情 報を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する 機会を設ける よう努めましたか			
	43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん訪問)	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	面接人数(人)	生後4ヶ月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、支援を必要とする家庭に対して適切な支援機関につなげるにより子どもの健全な育成や児童虐待防止を図るため、面接件数・面接率を指標とする。 また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,912	(目標) 2,090 (予算) (実績) 令和6年9月ごろ確定 4,549 (決算)	5,787 4,549	B	令和5年4月から令和5年11月生まれの対象1,244人に対し、1,232人(面接率99%)訪問を行った。令和5年度の最終の実績は、3月生まれの対象者が4か月になるまでに訪問を行うため、現時点では実績を出すことはできない。令和4年度は、対象者1,927人に対し、1,912人(面接率99.2%)に訪問を行った。継続支援が必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育訪問等で支援を行った。 引き続き、全戸訪問の100%実施の実現に向け、訪問できない家庭については、来所等による面接を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指す。また、継続的な支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取りながら支援を行っていく。	A	—	継続	5,390	子育て相談課
	44	4か月健康診査(乳児一般健康診査)	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	健診受診率(%)	4か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会が重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	98.5	(目標) 98.0 (予算) (実績) 98.0 (決算)	11,244 9,560	B	R5年度はコロナ禍以前通り、受診期間を通常(生後4か月～5か月に達するまで)に戻し実施した。乳児期初めての健診であり保護者の心配や意識も高く、受診率は昨年度よりはやや低かったが、目標を達成することができた。	A	—	継続	10,740	母子保健課
	45	10か月健康診査(乳児一般健康診査)	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。	健診受診率(%)	10か月児健康診査は母子保健法のなかで実施を推奨されているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会が重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	97.5	(目標) 96.5 (予算) (実績) 96.7 (決算)	11,865 10,176	B	R6年度はコロナ禍以前通り、受診期間を通常(生後10か月～11か月に達するまで)に戻し実施した。乳児期後期の健診であり保護者の意識も高く、受診率は昨年度よりはやや低かったが、目標を達成することができた。	A	—	継続	10,731	母子保健課
	46	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障害・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健診受診率(%) 歯科健診受診率(%)	1歳7か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会が重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	健診受診率86.3% 歯科健診受診率87.0%	(目標) 健診受診率95.0% 歯科健診受診率95.0% (予算) (実績) 健診受診率96.3% (決算)	6,232 5,106	B	コロナ禍では医療機関における個別健診で実施していたが、R5年度からは保健センターでの集団健診を再開できた。内科(小児科)健診、歯科を同時に受診することができ、受診率は昨年度より改善し目標に達することができた。	A	—	継続	5,750	母子保健課
	47	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障害や疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障害等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健診受診率(%) 歯科健診受診率(%)	3歳6か月児健康診査は母子保健法の規定により実施しているもので、子どもの疾病の早期発見・早期治療や保護者の育児不安の軽減のためには、健診の機会が重要であり、健診受診率が最も事業評価に最適と思われる。	健診受診率82.6% 歯科健診受診率83.9%	(目標) 健診受診率90.0% 歯科健診受診率90.0% (予算) (実績) 健診受診率93.4% (決算)	6,758 5,732	B	コロナ禍では医療機関における個別健診で実施していたが、R5年度からは保健センターでの集団健診を再開できた。内科(小児科)健診、歯科を同時に受診することができ、受診率は昨年度より改善し目標に達することができた。検査項目に視覚検査の屈折異常のスクリーニングができる検査機械：スポットビジョンスクリーナー(SVS)を導入し、受診者に実施することができた。	A	—	継続	7,177	母子保健課
	48	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳0か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	塗布者数(人)	母子保健法及び歯科口腔保健の推進に関する法律のなかで、むし歯予防の対策が推奨されている。幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのためには、フッ化物塗布事業の継続実施が効果的であり、塗布者数が最も事業評価に最適と思われる。	新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず	(目標) 700 (予算) (実績) 411 (決算)	373 353	B	R4年度まで新型コロナウイルス感染拡大予防のため未実施だったが、R5年度は2歳0か月～4か月児を対象とし、月1回のフッ化物塗布事業を再開した。R5年度実績としては411人であった。R5年度は5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行するまで人数制限をしたことや、再開に当たっての周知が不十分であり参加者は減少となった。今後は1歳7か月児健康診査(集団健診での個別指導時)やホームページ、しみだより等で周知を図る予定。	A	—	継続	373	母子保健課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
	49	乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 〈個別接種〉 ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ポリオ(生後3か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) 第1期(1歳～2歳未満) 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子) ・B型肝炎(生後2か月～1歳未満) ・ロタウイルス感染症(ロタリックス:出生6週0日後から出生24週0日後まで ロタテック:出生6週0日後から出生32週0日後まで)	定期接種(A類疾病)の接種率(%) ※子宮頸がん予防ワクチンを除く。	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、子どもの健康的な生活を守るためには、一定以上の予防接種率を維持することが必要となるため。	(目標)	95.0 (予算)	850,973	B	7歳6か月未満の対象者に予防接種券を送付し、定期予防接種の啓発を行った。また、二種混合、MR2期等について対象者に個別に勧奨ハガキを送付し、接種率の向上に努めた。さらに、ヒトパピローウイルス感染症予防接種について、定期接種対象者のうち中学1年生から高校1年生相当の女子への個別通知及び積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種対象者(平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの子どものうち接種未了者)への個別通知を行った。 そのほか、予防接種週間にパネル展示による啓発を行い、年度末に向けて接種忘れがないよう啓発を行った。令和5年度のA類定期予防接種の被接種者数は、延56,690人であった。 また、令和5年度から、1歳児を対象に任意接種であるおたふくかぜワクチンに対する接種費用助成を実施し、被接種者数は1,860人であった。	A	-	継続	728,650	健康増進課
						(実績)	95.5 (実績)	628,162							
②健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実	50	妊産婦・乳幼児健康相談事業	子育て世代包括支援センターとして、安心して妊娠・出産・育児が行えるよう、保健師、助産師等が健康相談を実施します。地域の関係機関と協力しながら、妊娠期から切れ目のない支援を行ってまいります。	子育て世代包括支援センターへの来所相談で満足できた人の割合(%) ※満足できたか否かの2択で確認	子育て世代包括支援センターに相談することで育児についての悩みや問題が解決し安心して妊娠・出産・育児が行えるように、満足できた人の割合が事業評価として適切であると思われるため。	(目標)	100 (予算)	7,311	B	妊産婦から出産、育児に関する相談について、来所・電話・訪問等で保健師・助産師等が相談対応している。妊娠届出時のアンケートや面談により早期から保健師・助産師等や産科医療機関との連携により、妊娠期及び産後のハイリスク者を把握し、産婦・新生児訪問を実施(訪問及び面接)した。	A	-	継続	111	母子保健課
						(実績)	99 (決算)	1,169							
	51	発達支援	主に1歳7か月児健診後の精神発達の指導が必要な幼児の発達検査や発達支援教室などを通じて、子どもの発達や発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図り、必要に応じて医療や療育に繋げ、発達の支援を行います。	発達支援教室参加組数(組)	子どもの発達段階に応じた適切な関わり方を学び、育児不安の軽減を図ることを目的に実施しており、教室参加組数が事業評価として適切であると思われる。	(目標)	270 (予算)	40	B	発達に支援が必要な親子に早期に適切な支援ができるきっかけとして発達相談を実施している。発達検査を用いた個別の発達相談:年間利用数260件。子どもの発達の状態を保護者と確認し、関わり方などを共に考える場となっている。常時、相談の枠を設け、多くの相談に応じている。相談の結果、必要に応じ子どもセンター(子育て相談課)に引き継がれた親子教室を紹介し、適宜連携しながら支援している。	A	-	継続	43	母子保健課
						(実績)	(令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化)	40 (決算)							
	52	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	妊婦喫煙率(%) 妊婦飲酒率(%)	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談について妊婦喫煙率や妊婦飲酒率が事業評価として適切であると思われる。	(目標)	妊婦喫煙率2% 妊婦飲酒率0.5%	0 (予算)	B	妊産婦出時の啓発数1,790人 うち、保健指導 37件(妊婦喫煙者34人、妊婦飲酒者3人) リーフレットを用いて保健指導を実施。	A	-	継続	0	母子保健課
						(実績)	妊婦喫煙率1.0% 妊婦飲酒率0.1%	0 (決算)							
③小児医療体制等の充実	53	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	子どもの急病に対応するため、休日・夜間における救急医療体制の充実を図ります。	全診療時間に対する小児科医配置時間(%)	子どもの急病に対応するための休日・夜間における救急医療体制の充実を図るには、診療時間における小児科医の診療時間の維持が必要であるため。	(目標)	62 (予算)	536,809	B	前年度と同様に小児科医を配置し、診療業務を行った。また、小児科医を配置している時間帯以外は、小児科も診られる内科医を配置できるよう調整した。	-	-	継続	465,314	医療政策課
						(実績)	62.0 (実績)	401,970							

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
	54	妊娠・出産の安全確保	奈良県及び県内の各医療機関と連携し、救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ります。	—	救急時の周産期医療体制を整備し、妊婦・出産の安全確保を図ることが重要であり、患者受付件数等は指標としてそぐわないため。	—	(目標) — (予算) 9,895	B	奈良県の産婦人科一次救急医療体制に参加して、安心して妊娠・出産ができるよう、休日・夜間の救急時に受診できる体制の整備に努めている。 なお、市立奈良病院は産婦人科一次救急の輪番病院の役割を担っている。	—	—	継続	11,952	医療政策課	
						(実績) — (決算) 9,895									

(2) 地域の子育て支援の充実

①子育て中の親子の居場所づくりの推進	55	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	地域子育て支援拠点事業は、子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	93,774	(目標) 174,000 (予算) 82,364	B	市内の子育て広場13か所で、親子が集える場の提供、子育てに関する講座の実施、子育て等に関する相談援助を行った。また、地域の団体と協働しての出張講座、地域ボランティアの受入れ、子育てサークルの支援を行う等積極的な地域との連携・支援を行った。	A	—	継続	87,190	子ども育成課
						(実績) 117,417 (決算) 81,966								
	56	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の情報交換や育児相談を実施し、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	93,774	(目標) 174,000 (予算) 3,967	B	地域の方が参加し、交流できるよう、各々のスポットが内容の工夫を行い事業を実施した。 令和6年度においても地域の子育て親子が利用しやすい場となるよう、引き続きそれぞれの地域で工夫しながら事業を実施する。	A	—	継続	3,874	子ども育成課
					(実績) 117,417 (決算) 3,731									
	57	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児(0～3歳)と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。	子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)(人) ※No55、56、57は同一指標	子育て中の親子の集える場を提供することで、地域の子育て親子の交流促進や育児相談を実施し、また、高齢者を復元世代間における交流を実施することで、育児の不安感や負担感を軽減する役割を担っていることから、子育て中の親子の集える場の利用者数(年度末時点)を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	93,774	(目標) 174,000 (予算) —					廃止	令和5年度よりNo.55地域子育て支援拠点事業として実施しているため、廃止。	子ども育成課
	58	地域に開かれたこども園、幼稚園及び保育所づくりの推進	地域の特色、様々な人との交流を推進し、地域に開かれたこども園・幼稚園・保育所としての教育・保育の充実を図ります。	—	地域と園との交流においては、園の教育・保育の充実が期待されているが、教育・保育内容の充実が数値で指標を設定できないため、未設定とした。	—	(目標) — (予算) —	B	令和5年度は、市立幼稚園・保育所・こども園では、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となったため、様々な方と触れ合う中で豊かな経験を行えるように計画し、行事や交流を実施した。また、地域力を活かせるように、地域と連携を図り、より良い方法を探ることに努めた。地域の方々(地域ボランティア、高齢者、地域の学校園、自治会等)と菜園活動や田植え、地域の公園の花植えなどを通して、人と触れ合う楽しさ、思いやり、感謝の気持ちを育むことに繋がった。	A	—	継続	—	保育総務課
					(実績) — (決算) —									
	59	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座(保護者対象) ③体験教室・講座(親子対象) ④体験教室・講座(児童対象) ⑤地域の子育て力向上をめざした教室・講座(市民対象)	子育て支援に関する事業数(事業)	子育て支援に関する事業数を指標とすることで、子育て中の親の課題やニーズに応えながら、公民館が子育て支援の拠点として定着することができると思われるため。	128	(目標) 165 (予算) 1,562	B	地域の各種団体の協力を得るなどして、多様化する家族のあり方や子育て環境に対応した事業を開催した。また、託児付きの事業や土日開催の事業、申込不要で気軽に参加できる事業など、参加しやすい工夫を行った。さまざまな対象に向けた事業や、地域資源をいかした多彩な事業を継続して実施することで、公民館が子育て支援の拠点として定着している。講座ごとに参加者へのアンケートや聞き取り等を実施し、市民のニーズに対応した講座を開催した。今後も、各種団体や学校園、自主グループと連携・協力しながら、継続して取り組んでいく。	A	A	継続	1,625	地域教育課(奈良市生涯学習財団)
					(実績) 148 (決算) 1,538									

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対し 適切な情報 を提供しまし たか				子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか
②多様な子育て支援サービスの充実	60	保育所等における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。	一時預かり事業利用者数(人) ※事業No61地域子育て支援拠点における一時預かり事業の利用者数も包含	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	10,363	(目標)	12,400 (予算)	97,544	B	保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場6箇所一時預かりを行った。令和6年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施する。また保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業を実施している市内の私立保育所等18園に対して補助を行った。今後も、子育て支援の充実のため、事業の充実を努める。	A	—	継続	95,701	保育所・幼稚園課 子ども育成課
						(実績)	12,365 (決算)	60,804								
	61	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。	①一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数(拠点) ②一時預かり事業利用者数(人)	①家庭において保育を受けることが一時的に困難になる場合や、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、地域子育て支援拠点において一時預かりを実施している。保護者が安心して子どもを預けられる環境を整えるため、一時預かりを実施する地域子育て支援拠点数を指標として設定する。 ②合わせて利用状況が計りやすい利用者数を指標とする。	①6拠点 ②1,094	(目標)	①6拠点 ②980人 (予算)	6,696	B	保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場6箇所一時預かりを行った。令和6年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施する。	A	—	継続	6,696	子ども育成課
					(実績)	①6拠点 ②1589 (決算)	6,696									
62	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。	病児・病後児保育利用者数(人)	子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められているため。	1,220	(目標)	1,824 (予算)	49,851	B	子どもが一時的な病気の際にも安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内5施設に対して補助を実施した。市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用者数の増減に関わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を実施している。	A	—	継続	52,869	保育所・幼稚園課	
					(実績)	1,552 (決算)	42,639									
63	子育て短期支援事業	緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。(ショートステイ事業) 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。(トワイライト事業)	年間延べ利用日(人日)	核家族化の進行、共働き世帯の増加に伴い、一時的に家庭において児童を養育することが困難な家庭が増加していると考えられる。児童の養育が緊急一時的に困難になった場合、児童養護施設等において養育・保護を行える体制を整え、子育てに対する不安感や負担感の軽減を図ることを目標とし、利用者数を設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	324	(目標)	300 (予算)	2,084	B	令和4年度は、利用延べ人員は77人であり、利用日数は324日(コロナ特例50日含む)であった。一方で令和5年度は利用者延べ人数は84人であり、利用日数は223日であった。利用人数が増え、日数が減った理由としては、1回の利用で長期に利用する人が減ったことである。このことから長期に利用せずとも育児負担が軽減し、また、親子が離れることで親子関係、愛着形成の阻害は免れていると考える。しかし、子育ての孤立化などから、今後も利用者が増加していることが予測され、児童虐待防止を目指し、里親等受け入れ先の増加を目指していく。	A	—	継続	2,082	子育て相談課	
					(実績)	223 (決算)	1,424									

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見を表明や参加する機会を設けるよう努めましたか			
(3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実															
(1)子育てに関する相談体制・情報提供の充実	64	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。	利用者支援事業の実施箇所数(箇所)	子どもやその保護者、妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としていることから、相談を行いやすい体制づくりやより広い情報提供を行うために利用者支援事業の実施箇所数を指標として設定した。 また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	6	(目標) 5 (予算) 57,727	A	【子ども育成課】子ども育成課において、「子育てナビゲーター」を配置し、地域子育て支援拠点等の訪問や、職員及び利用者等の相談対応、他の支援とのつなぎ役を担った。支援の内訳としては、情報の集約・提供、相談、利用支援等が36件、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりが360件、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有等が38件であった。また、利用者支援事業を子育て広場の統括拠点1か所から、市内12か所の各子育て広場に拡大したため、当初の計画を上回った。 【保育所・幼稚園課】保育所・幼稚園課に、コンシェルジュを継続して配置している。就学前の子どもを持つ保護者及び妊娠している方の子育て支援のサポートを対面で行えるようになったことから、電話等によるサポートでは保護者の表情など分からないという課題も解消している。対面対応に伴う業務量増加という課題については、電子申請の普及により改善しつつある。 【母子保健課】子育て世代包括支援センター(母子保健型)では妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供している。令和6年4月からこども家庭センター(母子保健型)として引き続き支援を行っていく。	A	-	継続	63,780	保育所・幼稚園課 子ども育成課 母子保健課	
	65	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。	子ども未来部公式SNS(Facebook・LINE@・Twitter)合計フォロワー数	PRという活動の成果を示す指標としては、利用者が能動的に登録しなければカウントされないLINE@やTwitter等のSNSフォロワー数の方が適当であり、認知度を測る指標としても適切であると思われるため。	6,251	(目標) 9,500 (予算) 1,836	B	令和5年度は、奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」を、市民の求める情報によりたどり着きやすくなるようデザインや階層の見直しリニューアルを行った。なら子育て情報ブックは、「子どもの権利」についての記事を新たに追加した。また、子育ておうえんキャラクター「ももいろいくじーか」のママジーカの着ぐるみを作成し、既に作成していたパジャマとともにイベント出演を行いPR活動に努めた。令和6年度は、主に子育てに係るキャッチコピーやロゴデザインを作成するとともに、各種イベントへのパジャマ・ママジーカの出演頻度を増加させ、結婚・子育ての機運醸成を図る情報発信を行う。また、本市の子育て支援情報の「見える化」支援として、子育て関連施設(保育所・幼稚園、子育てスポット、公園等)について、「子育て@なら」上でのマップ作成を行う。(Instagramフォロワー数:528(R5.3)→920(R6.3))	A	C	継続	2,366	子ども政策課	
	66	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	相談件数(件)※事業No92と同一	核家族化・共働き増加など家庭環境が多様化する中、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増加していると考えられる。子どもが成長していく中で抱える悩みを身近に相談できる体制を整え、それぞれの家庭にあったサポートを行うことを目標とし、相談件数を設定した。	2,408	(目標) 2,000 (予算) 324	B	すべての妊産婦や子どもとその家庭を対象に、一般的な育児相談から、児童虐待などの専門的な相談までを実施。離婚、DVセンターなどの関係機関との連携を密にし、相談支援の充実を図った。今後も子ども家庭センターとして、児童虐待の重症化予防と再発防止に努める。市民の身近な相談室として活用されるよう、ホームページ等で広報活動を積極的に行うとともに、関係機関との連携、調整を緊密に図り、家庭の福祉向上に努める。	A	-	継続	323	子育て相談課 子ども支援課	
67	こども園、幼稚園及び保育所の子育て支援	地域内での交流の機会の減少や子育ての孤立化による不安感を抱える保護者のために、育児相談や未就園児の親子登園等を実施し、子育て支援の充実を図ります。	-	子育てに不安を抱える保護者のための育児相談は随時実施しており、数値化することは難しいため指標の設定は行わない。	-	(目標) - (予算) -	B	市立幼稚園・保育所・こども園における園庭開放や子育て支援においては、新型コロナウイルス感染症が第5類感染症となったため、通常通りに開始をすることができた。コロナ禍に外出や同年代の子ども、保護者との交流が十分にできなかったことで、子育てに孤立感や不安を感じている保護者も多い。そのため、保護者が安心して子育てができる場所となるように、子育て情報を積極的に伝えたり、保護者同士が繋がり情報共有の場、子育て拠点の場となるように心がけた。また、安心して遊べる場となるように園庭開放や在園児との交流などを行った。	A	-	継続	-	保育総務課		
68	家庭教育支援事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため、公民館を拠点に地域で取り組む家庭教育支援の仕組みを構築します。	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数(館)	「家庭教育支援事業」を実施している公民館数を指標とすることで、子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図るため。	13	(目標) 11 (予算) 360	B	重点地域(平城西・平城)と取組継続館12館において、子育て中の当事者や支援者の声を聞き、課題の解決をめざした事業を開催した。平城西公民館では、「平城西子育て応援団」のメンバーを結成し、子育て中の親子が様々なプログラムを通して、地域の中で安心して子育てできる環境作りにつなげた。平城公民館では、子育て支援団体が見つかる機会として講演と交流会を実施し、団体間の交流が進んだ。他の取組館でも、様々な対象に向けて開催し、子育て世帯の交流や子育ての悩みの解消に向けた事業を展開した。	A	A	継続	360	地域教育課		
						(実績) 14 (決算) 360									

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して適切な情 報を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する 機会を設けるよう努めましたか			
②子育て家庭への経済的な支援の充実	69	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。（保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。）	—	子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため目標とする指標は設けない。	—	(目標) — (予算) 1,070,000 (実績) — (決算) 993,732	B	本事業は子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に因わず来年度以降も医療費助成を円滑に進めていく。なお、令和5年4月からは対象年齢を高校卒業まで延長し、また令和5年6月からは小中学生への現物給付方式拡大を実現しており、今後も更なる福祉医療制度の充実に努める。	A	—	拡大	令和6年8月より現物給付方式を高校生まで拡大	子ども育成課	
	70	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	—	国の補助事業であり、国の認定基準に沿って対象者に就学援助費を支給する事業であることから、目標値の設定は適当ではない。	—	(目標) — (予算) 304,665 (実績) — (決算) 236,101	B	保護者の事務的な負担軽減を図るため、令和4年度の受給者に対して年度更新作業を実施して継続審査を行い、令和5年度の認定について保護者宛に通知した。また、申請期間の開始時期を4月下旬に早め、申請期間中の給食費の徴収猶予について、年度当初より対応できるよう改善した。	—	—	継続	—	教育総務課	
	71	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。	—	国の補助事業であり、国の認定基準に沿って対象者に就学奨励費を支給する事業であることから、目標値の設定は適当ではない。	—	(目標) — (予算) 38,262 (実績) — (決算) 19,697	B	保護者の事務的負担（購入物品のレシート提出）軽減についての検討を行うために他市の状況を調査したが、公平かつ合理的な単価を定めることは難しく、令和6年度からの導入を見送った。今後も事務の効率化に取り組み、保護者の立場に立ってより利用しやすい制度となるよう検討し改善していく。	—	—	継続	—	教育総務課	
	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。	当該集団活動を利用する幼児数（人）	本事業の量的拡大を評価する指標として、給付対象となる幼児数が適当であるため。	11	(目標) 20 (予算) 3,240 (実績) 11 (決算) 2,432	B	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者に月額20,000円を限度に給付した。	A	—	継続	—	保育所・幼稚園課	
	73	保育料無償化の拡充	従来は国の多子の算定方法に基づき、0～2歳児の保育料について、第2子を半額、第3子以降を無償とする多子世帯支援を実施してきたが、多子の算定に含める子どもについて年齢や保育所等への通所といった要件が設けられているため、多子の算定方法を緩和します。	市独自の多子軽減を適用した児童の延べ人数	本事業による負担軽減の実績を評価する指標として、対象児童数が適当であるため。  (※出生数の変動や入所希望の有無等が関わるため、目標設定及び予算の設定は困難であるが、負担軽減が図られた実績人数に基づく市費負担額として、決算額を算出)	—	(目標) — (予算) — (実績) 15,227 (決算) 401,364	B	本市では、子どもを産み育てやすい環境整備が急務であることから、国の多子の算定方法に設けられている要件を撤廃した上で、第2子以降の保育料を無償とすることにより、多子世帯の経済的な負担を軽減を図った。	—	—	継続	—	保育所・幼稚園課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対し 適切な情報 を提供しまし たか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか			
(4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実															
①ひとり親家庭への 支援の充実	74	ひとり親家庭等医療費 助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満(18歳到達後最初の3月31日まで)の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成します。(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。)	-	ひとり親世帯等の経済的な負担を軽減することを目的として、医療費の一部を助成する制度であり、受給者数や助成額の増減を目的とした制度ではないため。	-	(目標) - (予算) 210,000 (実績) - (決算) 195,919	B	本事業は子育て世帯の経済的な負担軽減を目的とした制度であるため、件数や金額の増減に因わず来年度以降も医療費助成を円滑に進めていく。なお、令和5年4月からは対象年齢を高校卒業まで延長し、また令和5年6月からは小中学生への現物給付方式拡大を実現しており、今後も更なる福祉医療制度の充実を努める。	A	-	拡大	令和6年8月より現物給付方式を高校生まで拡大	205,278	子ども育成課
	75	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	相談件数(件)	子育て支援の観点からは、ひとり親家庭の方が相談しやすい環境が必要であり、件数の増加は相談窓口の周知と利用の促進が図られていると考えられるため。	1,358	(目標) 1,850 (予算) - (人事課にて一括管理) (実績) 1,084 (決算) - (人事課にて一括管理)	B	相談件数は令和4年度より減少した。引き続き関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の相談に応じていく。また、年度末には相談予約システムを導入したため、市民に対して積極的な周知を行い、手軽に相談ができるような仕組みづくりを構築する。	A	-	継続	-	(人事課にて一括管理)	子ども育成課
	76	ひとり親家庭等日常生活 支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	ひとり親家庭等日常生活支援事業の登録者数(人)	本事業は年々利用額が増加しているが、同じ利用者が複数回利用していることが多く、従来の延べ利用回数では全体的な事業のニーズが判断しにくい。そのため、事業の周知目安として設定する。	40	(目標) 48 (予算) 1,000 (実績) 37 (決算) 429	B	新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響により、利用回数が減少した。特定の利用者が利用している状況。引き続き制度の周知を図り、登録者の増加を図っていく。	A	-	-	-	1,000	子ども育成課
	77	母子家庭等就業・自立 支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	母子家庭等自立支援プログラム策定件数(件)	母子自立支援プログラムは児童扶養手当の受給者を対象に策定するものであり、プログラム策定を行うことで対象者の就労支援につながり、いずれは就労収入を得て母子家庭又は父子家庭の自立を助長するものとなるため。	31	(目標) 81 (予算) 4,620 (実績) 24 (決算) 4,619	C	母子家庭等の個々の状況に応じて、一貫した就業支援を実施した。8月の現況届提出に伴い、来庁者が増える時期に体制を強化する等の取り組みも行った。また、その他ひとり親の来庁者の増加が見込まれる時期に出張相談の回数を増やしたものの、あまり効果は見られなかった。引き続き奈良県と共同で事業を実施し、利用者の増加を図っていく。	A	-	継続	-	5,145	子ども育成課
	78	母子家庭等自立支援教育 訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適宜かつ必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数(人)	この制度の対象者は雇用保険制度の教育訓練講座を受講するため、講座終了後又は資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	4	(目標) 18 (予算) 265 (実績) 7 (決算) 265	B	母子家庭の母もしくは父子家庭の父が、対象資格の取得を目指して就業する場合、入学金及び受講料の一部を給付。引き続き対象者への制度の周知を図っていく。	A	-	継続	-	2,600	子ども育成課
	79	母子家庭等高等職業訓練 促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。	母子家庭等自立支援給付金事業利用者数(人)	この制度の対象者は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するものであるため、資格取得後はより安定して収入の得られる仕事に就く可能性が高まり、母子家庭又は父子家庭の自立を助長すると認められるため。	27	(目標) 44 (予算) 29,370 (実績) 24 (決算) 29,370	B	対象資格の取得を目指すものに対し、生活費として「訓練促進給付金」を給付。また、修了者には「終了支援給付金」を給付している。修了者は取得した資格を活かし、正規就労につながった。引き続き機会を捉え対象者への制度の周知を図っていく。	A	-	継続	-	50,752	子ども育成課

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対し 適切な情報 を提供しまし たか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか			
	80	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。	母子父子世帯向け住宅の新規募集戸数(戸)	ひとり親家庭の子どもの2人に1人が貧困状態にあるといわれる中、住宅に困窮する母子父子世帯向けに低廉な家賃の住宅を供給するため。なお、空家募集については過去の募集状況等を参考に、母子父子世帯向けを含めた特定目的住宅の募集件数をその都度検討するため、第一期計画時と同様に目標値は定めません。	2	(目標) - (実績) 2 (決算)	(予算) - (決算) -	B	母子父子世帯向けとして2件空家募集し、15件応募があった。予算・決算額については、一般向け住宅の空家修繕費に含まれており、母子父子世帯向け住宅として個別で計上していない。募集戸数については、過去の応募状況等を参考に、一般向け住宅や他の特定目的住宅とのバランスを考慮しつつ、その都度検討するため、目標値は定めていない。	A	-	継続	-	住宅課
②障害のある子どもと子育て家庭への支援の充実	81	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	実利用者数(人)	奈良市第4次総合計画の居宅介護、行動援護に準じて設定する。	195	(目標) 201 (予算) 203,844	(決算) 203,844	B	障害児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	-	継続	200,000	障がい福祉課
						(実績) 262 (決算) 203,844									
	82	障害児通所支援	障害児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合(%) ※事業No.88と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	64.8	(目標) 49.1 (予算) 2,408,000	(決算) 2,399,925	B	関係機関や保護者へ事業自体が浸透し、療育を希望される保護者が増加し利用実績の増加が顕著であり、相談支援専門員の確保は課題となっている。保護者の意向や児童に必要とされる支援を把握し支給決定を行うこと、また療育指導事業を活用し、通所事業所の質の向上を目指し事業を実施した。今後も引き続き、保護者への事業目的の理解を図るとともに、適切な支援が受けられるよう関係機関と連携や療育指導事業を実施していく必要がある。	A	-	継続	2,550,000	障がい福祉課
	83	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	実利用者数(人)	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,138	(目標) 1,291 (予算) 1,431,000	(決算) 1,361,300	B	障害児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	-	継続	1,423,000	障がい福祉課
(実績) 1,192 (決算) 1,361,300															
	84	行動援護	知的や精神に重い障害があり、一人で行動することが難しい障害児が対象です。対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	利用者数(人)	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	276	(目標) 261 (予算) 394,879	(決算) 394,879	B	障害児が望む生活が地域で送れるよう、相談支援専門員等との相談により子どもの状況に応じた障害福祉サービスが利用できるよう支給決定を行った。 ※予算、目標値ともに障害者・児の合計	A	-	継続	417,000	障がい福祉課
(実績) 301 (決算) 394,879															
	85	みどりの家歯科診療	奈良市立みどりの家歯科診療所において、障害児等の歯科検診及び歯科治療を行います。	延べ治療人数(人)	一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的としており、延べ治療人数による把握が適当であると思われるため。	146	(目標) 170 (予算) 10,342	(決算) 9,773	B	奈良市歯科医師会への業務委託により、一般の歯科医院での治療が困難な障害児・者の口腔内諸疾患の予防を目的として、みどりの家歯科診療所の歯科検診及び歯科治療を行っている。令和4年11月13日に柏木町入診療所を移転し、令和5年度も継続して事業を実施した。	A	-	継続	10,947	障がい福祉課
(実績) 164 (決算) 9,773															

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針		令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその関係者に対して適切な情報を提供しましたか	子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めましたか	拡大、縮小、廃止 の理由			
86	日中一時支援		家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障害児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができず。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	延べ利用回数(回)	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	2,493	(目標)	8,900 (予算)	9,800	B	利用者のニーズを把握し、個々の状況に応じサービスの利用決定を行っている。障害児通所支援等、国の他制度を利用する人も多いため目標値に比して実績値が低く推移していると推察される。 ※予算・目標値とも障害児・者の合計	A	C	継続	7,050	障がい福祉課
						(実績)	2,694 (決算)	6,858								
87	移動支援		障害児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。	実利用者数(人)	奈良市第4次総合計画の介護給付費等支給事業に準じて設定する。	1,135	(目標)	1,245 (予算)	280,659	B	新型コロナウイルス感染症に起因する外出控えの傾向も落ち着き、利用人数、利用時間数とも増加傾向が続いている。障害児相談を担当する相談支援専門員と連携を図りながら適切に利用できるような取り組みを継続する必要がある。 ※予算・目標値とも障害児・者の合計	A	C	継続	284,000	障がい福祉課
						(実績)	1,165 (決算)	280,659								
88	みどり園		総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障害児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	在籍者数(人)	みどり園を利用できる在籍者数が指標として適当と考えられるため。	—	(目標)	60 (予算)						廃止	令和4年度よりNo.90の発達支援親子教室に一本化されたため、廃止。	障がい福祉課
						(実績)		(決算)								
89	相談支援事業		障害児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。	障害児相談支援事業所による利用計画作成割合(%) ※事業No.81と同一の指標	奈良市第4次総合計画の障害児支援に準じて設定する。	64.8	(目標)	49.1 (予算)	72,908	B	障害児通所支援の利用希望者は増加しており、相談支援につながりにくい現状がある。地域自立支援協議会の相談支援グループやこども支援グループ等で、障害児相談支援の現状と課題の共有を行っている。事業所数の増加や質の向上に向けて、関係機関でのネットワーク強化やサポート体制を含めた検討を引き続き行い、障害児相談支援事業所による支援の必要がある方が適切につながっていくような取り組みを継続する必要がある。	A	B	継続	78,000	障がい福祉課
						(実績)	64.3 (決算)	72,908								
90	親子体操教室		総合福祉センター体育館において障害児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	延べ利用者数(人)	実際に教室に参加した延べ利用者人数が指標として適当と考えられるため。	1,175	(目標)	1,200 (予算)	180	A	令和5年度は7月から開始し、20回開催できた。本人・家族・ヘルパー・ボランティアみんなが楽しめる教室づくりに努めた。各回1時間半程度の2部制で実施。1部は音楽に乗せたダンスやサーキットトレーニング、2部はランニングやストレッチ、器具を使った運動と、それぞれ特徴のあるプログラムを実施。特に年度後半は2月の春咲きコンサート出演に向けた練習も取り入れ、教室に参加するモチベーションを維持できるようにした。他の参加者と交流しながら自身の身体状況に合わせて体を動かす楽しさを感じていただいている。	A	—	継続	180	障がい福祉課
						(実績)	1,264 (決算)	140								
91	子ども発達支援事業		言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者に対して関係機関と協働しながら一貫して支援します。	子どもセンターが発達相談等を行った実人数(人)	保護者や保育者等が言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児の発達について正しい知識を習得し、子どもの育ちを理解し、発達段階に応じた適切なかわりができるよう、関係機関と連携し相談体制を整え、当該幼児の発達を支援することを目的し、子どもセンターが発達相談等を行った実人数を設定する。	683	(目標)	550 (予算)	1,488	B	●延べ相談件数 電話相談 406件 来所相談 592件 巡回相談 343件 専門相談 199件  ●発達支援親子教室 開催日数 144日 延べ参加親子 734組  今後も引き続き、相談の質を保ちながら個別相談枠や教室参加人数の拡充に努め、相談者が安心して相談を受けていただけるよう、プライバシーの保護と十分な相談時間の確保に配慮する。また、巡回体制の利活用を促進する。	A	—	継続	1,702	子育て相談課
						(実績)	774 (決算)	1,381								

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度取組状況				奈良市子どもやさいいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当課評価	今後の方針		令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか	拡大、縮小、廃止 の理由		
	92	長期療養児支援	病気や障害を抱えている児とその保護者が、適切な医療を受け、福祉制度を利用しながら、安心して在宅生活を送ることができるように、専門職等と連携し支援します。	家庭訪問、関係機関等へ訪問等、延べ支援回数(回)	対象者は増加しているが、対象者の身体状況や医療的ケアの状況が多様化しており、対象者によっては他機関で支援を受けていることから、引き続き支援回数を指標として設定する。	106	(目標) 250 (予算) (実績) 274 (決算)	68 33	B B	家庭訪問や医療・教育・障害福祉関係機関と連携し、成長に合わせ支援した。対象者69人に対して、家庭及び関係機関等へ、延べ274回訪問や電話等を実施した。令和5年度は支援者研修会は実施しなかったが、医療的ケア児交流会は関係機関と連携し開催した。支援対象者の身体状況・医療的ケアが多様化し、保護者のニーズも様々であり、支援内容についても多種多様になってきている。今後も関係機関と連携し継続支援を実施していく。	B	-	継続	70	保健予防課
③児童虐待防止などの取り組みの充実	93	子ども家庭総合支援拠点事業	全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、一般的な子育てに関する相談や、養育困難・虐待等の様々な相談に専門職が専門性の高い相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に対して関係機関と連携しながら、適切な支援機関や社会資源に繋げるなど、妊娠前から切れ目のない継続した支援に努めます。	相談件数(件) ※事業No66と同一	No66「家庭児童相談室運営事業」に、児童及び妊産婦の福祉に必要必要な支援を行うための専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を設置し、児童と家庭の福祉の向上を目標とするため、No66の指標と同一とした。	2,408	(目標) 2,000 (予算) (実績) 2,776 (決算)	- -	B B	平成30年4月に子ども家庭総合支援拠点を設置し、市民や関係機関への周知を図った。また保健師、社会福祉士、保育士などの多様な専門職を配置し、より専門性の高い相談支援を実施した。令和6年度からは、子ども家庭総合支援拠点は廃止となり、機能としては子ども家庭センターが担うこととなる。奈良市でも令和6年度から母子保健課、子ども支援課、子育て相談課の3課協同による子ども家庭センターが設置された。多職種による専門性の高い相談支援を今後も継続できるよう、研修等で相談援助技術のスキルアップを図っていく。なお、児童福祉法の改正により、令和6年度からは、子ども家庭総合支援拠点が廃止となるが、母子保健課と子ども支援課、子育て相談課の3課協同で子ども家庭センターとして、機能強化を図っていく。	A	-	継続	-	子育て相談課 子ども支援課
	94	「奈良市要保護児童対策地域協議会」の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市要保護児童対策地域協議会」を設置しています。	児童虐待通告時における児童虐待の程度(重さ)の割合(%)	妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援施策の充実とともに、子育て世帯にとって身近な相談体制の強化やアウトリーチ型の支援を重点的に行うことにより、虐待の発生を予防し、重症化しないよう支援を行うことを目標とし、児童虐待通告時における児童虐待の程度(重さ)の割合を設定する。	5.7%	(目標) 0 (予算) (実績) 6.4% (決算)	699 519	B B	令和4年度より奈良市子どもセンターが開設し、児童相談所機能も加わったため、一時保護等を必要重症度の高いケースも含まれている。児童虐待予防・早期発見・早期支援のため、要対協構成機関との連携や研修、支援を実施している。関係機関との個別ケース検討会議や連携会議を通してネットワークの強化を図った。令和6年度は、子ども家庭センターの設置もあり、母子保健機能と児童のよりよい連家により、虐待防止につながるよう取り組んでいきたい。	A	B	継続	711	子ども支援課
	95	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。平成30年10月より、家事や育児についてサポートが必要である世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、妊婦の方や小学校就学前の子どもを養育する保護者への支援を行うエンゼルサポート事業を実施しています。	支援家庭数(世帯数)	様々な理由によりこの養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、専門職(保育士等)が訪問し養育に関する相談、助言を行う。またヘルパーなどを派遣して本事業がどの程度家庭における養育負担軽減を認れているかを量る指標として、支援家庭数を設定する。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	93	(目標) 50 (予算) (実績) 122 (決算)	6,364 6,343	A A	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職(保育士、看護師等)が訪問し、養育に関する相談、助言などを行った。新規としては17件、継続も含め合計224回の訪問を行った。家事や育児についてサポートが必要である家族に対して、ホームヘルパーを派遣し、1,455回サポートを行った。年々家事や育児サポートに対するニーズが高まっており、申請希望者が増加しているため、新たに4事業所と契約し、育児負担の軽減に務めた。今後も事業所の拡大と電子申請等の利便性の向上が必要である。	A	-	継続	34	子育て相談課
	96	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	訪問人数(人)	母子保健課での家庭訪問は母子保健法に基づき実施しており、虐待の予防及び早期発見のためには継続的な実施が必要であり、乳幼児訪問人数が最も事業評価に最悪と思われるため。	乳児(新生児・未熟児を除く):実485人(延べ545人) 幼児:実176人(延べ206人)	(目標) 必要な家庭への訪問を実施する (予算) (実績) 乳児(新生児・未熟児を除く):実511人(延べ540人) 幼児:実124人(延べ148人) (決算)	0 0	B B	支援が必要な家庭に対する訪問は、乳児については昨年度と比較すると増加、幼児については減少。乳児訪問の増加については、新生児未熟児訪問(赤ちゃん訪問)後、継続した支援が必要な方への家庭訪問が増えたためと考えられる。産科医療機関等からの情報提供等もあり、乳児期に複数回訪問している家庭が増えていることから、必要な人に対して低月齢からの早期支援を行うことができていると考えられる。	A	-	継続	0	母子保健課
	97	奈良市児童相談所(仮称)奈良市子どもセンター)設置	様々な困難を抱える子どもや家庭への支援を充実させるため、早期の児童相談所設置に取り組みます。また、施設については、児童相談所、一時保護所、子ども発達センター、地域子育て支援センターの複合施設(仮称)奈良市子どもセンターを整備します。	-	児童相談所を含む(仮称)奈良市子どもセンターの整備は目標を数値化することは困難なため目標値設定は行わない。	-	(目標) - (予算) (実績) (決算)	-	-	-	-	完了	-	子育て相談課	

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさいいま ちづくり条例第11条第2項 の規定に対する担当評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値		予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか				子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか
	98	つなげる乳児おむつ宅 配事業(令和2年度開 始)	多胎児を出産された家庭及び10 代で出産された家庭等、子育て に不安のある家庭に対し、乳児 に必要な育児用品等の宅配によ り、子育て家庭の見守りを実施 します。宅配時に、保育士等の 専門職が、子育てサービス等の 必要な情報提供をすることで、 保護者の悩みや心配事の軽減を 図ります。	対象世帯数	多胎育児は2人以上の乳児を抱え 外出もままならない状況に陥り やすく、また、10代での出産は 経済的な問題や知識不足により 地域から孤立する傾向があり支 援が必要である。平成29年度か ら令和元年度の対象世帯の平均 は57件で、あわせて令和2年度 の実績に準じた目標値に設定し た。	49	(目標)	50 (予算)	2,163	A	訪問希望があった月から概ね生後7か月を迎える月まで 最多で6回、保育士がオムツの配達を実施する。訪問時 には、母子の状況を確認しながら、保護者の気持ちを傾 聴し、育児相談に対応するなど関係づくりに努めている。 対象者は、多胎児、その他(要対協ケース)に加えて、 若年妊婦の支援強化のため、10代で妊娠届を提出され た家庭も対象に含めている。67世帯に211回訪問し、 総数969個のオムツを配布した。支援終了時には、アン ケートを実施(回収率89.1%)し、90%の人から、育 児相談がしやすかったと回答を得ている。 対象者を生後7か月を迎える月までとしているが、特に 育児支援が必要な1歳までの家庭に対して、支援を充実 させていく必要がある。	A	—	継続	2,138	子育て相談課
							(実績)	67 (決算)	2,111							
④子どもの貧困対策 の推進	99	子どもの学習支援事業	社会的・経済的困難を抱える世 帯の子どもたちが将来に夢や希 望を持って成長していけるよ う、子どもたちが安心して居 場所を設け、生活習慣や基礎 学力、学習習慣を身につけ、高 等教育への進学を可能とするた めの学習支援事業を実施しま す。	学習支援参加者 の高校等進学率 (%)	国が掲げる子供の貧困対策に関 する大綱より「生活保護世帯に 属する子どもの高校等進学率」 及び「ひとり親世帯の子どもの 高校等進学率」が挙げられてお り、本事業における参加者も生 活保護世帯やひとり親世帯の子 どもの中学生を対象としてお り、卒業後の就労状況を鑑みる に高校等に進学することが子ど もの貧困対策として有効である と考えられる。同時に子育て支 援の観点から有効であるとみら れるため。	100	(目標)	100 (予算)	10,479	B	就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親家 庭等医療費助成受給世帯、生活保護受給世帯のいずれか に該当する特定中学校区に在住する中学3年生に対し募 集を行い、市内5ヶ所の拠点で以下の取り組みを行った 結果、最終参加者51名全員が高校進学を果たした。 (1) 学習支援 週1回(概ね年間40回以上)※1回 あたり2時間程度 (2) 子どもが将来のことを考える機会になるようなプ ログラム(仕事(社会の仕組み)や進路について考える 機会) (3) 暗記のやりかた等自ら学習ができるように勉強方 法を教授 (4) 進路相談・生活相談・悩み相談	A	A	拡大	13,129	子ども育成課
							(実績)	100 (決算)	10,474							
	100	若者サポートセンター 「Restartなら(リスな ら)」	若者のひきこもり・ニート化を 防ぐため、義務教育の後、進学 や就労をしていない若者やその 家族等を対象に、キャリアコン サルタントや支援団体の相談員 が学び直しや就労などの相談に 応じます。令和2年度からは福 祉、教育、保健・医療などの各 分野の関係機関による「奈良市 子ども・若者支援地域協議会」 を設置し、必要な支援をコー ディネートする役割を担うこと も、その多様なネットワーク を活用し、包括的な支援に繋げ よう努めます。	つながりサポ ーター(人)	様々な境遇にある子どもや若 者が社会とのつながりを持って 生活していけるようにするには、 当事者の立場に立ち、生涯を見 通した長期的な視点をもつこと もに発達段階について理解を深 め、地域全体で支援する体制を 構築するための支援者の育成が 必要とされているため。	44	(目標)	50 (予算)	38,714	B	若者のひきこもり・ニート化を防ぐため、義務教育の 後、進学や就労をしていない若者やその家族等を対象 に、相談員が学び直しや就労などの相談に応じた。ま た、奈良市子ども・若者支援地域協議会実務者会議で は訪問支援と居場所の検討を行い、ケース会議では支援 関係者による個別ケースへの対応方針の検討を行った。 令和5年度については新たなサポーターの養成講座を行 わず、勉強会や市民啓発講座の開催を通じてこれまで 養成してきたサポーターの研鑽期間とした。 また、代表者会議を開催し、奈良市子ども・若者支援 のこれまでの取組実績や今後の活動方針について、代 表者レベルでの共有を行った。	A	—	継続	37,828	福祉政策課
							(実績)	0 (決算)	38,714							
	101	生活困窮者支援	「奈良市くらしとことサポート センター」では、日常生活や 社会生活、経済的な自立につ いての相談・支援の場として、そ の複合的な課題を受けとめ、課 題の改善、解決に必要な対応を 当事者の方と共に考え、寄り 添った支援を行います。相談に は、社会福祉士やキャリアコン サルタント等専門職が応じ、必 要に応じてハローワークや 県、社会福祉協議会と協議を行 います。就労支援については、 ビジネスマナーや面接トレーニ ングなど包括的なカリキュラム のもと、きめ細かな支援を実施 します。	—	生活困窮者のなかには年齢や世 帯構成等さまざまな状況の方が 存在し、その全体の新規相談件 数等を奈良市子ども・子育て支 援事業計画に指標として設定す ることはふさわしくないと考え るため。また、子どもや若者に 関連した相談数等に限定して数 を抽出することが難しいため。	—	(目標)	— (予算)	57,500	B	日常生活や社会生活、就労等に関する相談に専門職が 応じ、対象者に適当な支援を行うことで自立の促進を図 った。また、ハローワークや社会福祉協議会等の関係機 関と連絡調整・協議を行い、必要であれば対象者を関係機 関につなぎつつ、就労に関する支援として、ハソコン スキル向上につながるセミナーやコミュニケーションに 苦手意識を持つ方が気軽に参加する居場所(サロン)の 開催、面接や研修で着用できるスーツの貸し出し等を行 った。さらに、離職等により経済的に困難に陥り住居を失 うおそれのある方に対し、就職に向けた活動を行うこと 等を条件に、一定期間家賃相当分の住居確保給付金を支給 することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支 援を行った。	—	—	継続	57,500	福祉政策課
							(実績)	— (決算)	57,500							
	102	奈良市フードバンク事 業	新型コロナウイルス感染拡大に 際し、ひとり親家庭等経済的に 影響が大きい世帯に対し、子ど もの食の支援を行います。市民 や事業者から余剰食材の提供を 募り、これを仕分け、必要とす る家庭にフードパントリー形式 で提供します。	食品配布の量の 満足度(%) ※5段階評価の 上位2つ「満 足」「やや満 足」を選んだ割 合	当事業はSDGsの目標として挙 げられている「1 貧困をなく そう」及び「2 飢餓をゼロ に」をテーマとして食品ロス削 減と結びつけて対応することが 求められており、食品が必要 な家庭に対して十分な食品を提 供したいため。	85	(目標)	90 (予算)	75,464	B	フードバンク事業の取り組みの一つである、家庭や企 業などで余った食品をフードバンクに寄附するフード ドライブを市内各所で6・11・2月に実施し、合計 1325.6kgの食品等の寄附を集めた。また、今年度から 該当月をフードドライブ強化月間と称し更なる周知に 努めた。その他、奈良市フードバンクセンターでも市民 から食品の寄附を受け付け食品等の寄附を集めた。 併せて、寄附頂いた食品を物価高騰等で社会的・経済 的に影響を大きく受けるひとり親家庭や、子育てをして いる生活困窮家庭の方に対して食品を提供するフードパ ントリーを7・12・3月に実施。約12kgの食品等を7 月872世帯及び約8kgの食品等を12月868世帯、3月 1,005世帯に配布した。 また、ひとり親家庭や子育てをしている生活困窮家庭 の方に対して、2か月に1回、10kgの米を自宅へ配達 した。	A	—	拡大	83,554	子ども育成課
							(実績)	91 (決算)	68,951							

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針 拡大、縮小、廃止の理由	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して適切な情 報を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する機会を設け るよう努めましたか				
(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進																
①地域における子育て支援活動の充実	103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数(件)	核家族化や地域社会の活力低下に伴う子育て親子の孤立化及び育児不安を抱える人が増加しているという時代背景に対し、本事業の目的である「地域での子育ての仲間づくり」、「地域コミュニティの活性化」がどの程度達成できているかを推し量る指標となるため、ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数を指標として設定した。また、子ども・子育て支援法第61条において、本事業については当該指標の設定が求められている。	5,499	(目標) 8,700 (予算)	8,925	B	依頼会員のニーズに応じ、預かり、送迎等の支援を行った。また、多子世帯や非課税世帯等に対する利用料助成を行った。また、地域子育て支援拠点と連携して講座を行う等積極的な広報を行った。加えて、令和5年度は、類似の子育て支援を実施している奈良女子大学と連携し、合同の会員募集フェアを本庁舎において実施した。会員数は、令和5年度末時点で依頼会員1,870人、援助会員416人、両方会員65人であり、今後も引き続き、例年の課題となっている援助会員数の増加に向けて、ファミリー・サポート・センター以外の場所でも説明会を行う等積極的に広報を行っていく。	A	—	継続	8,851	子ども育成課	
							(実績) 4,384 (決算)	8,266								
	104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談の他、手遊び・読み聞かせなどの講習や子育て広場での見守り支援等、幅広く子育ての支援を行います。	子育て支援アドバイザーの派遣回数(回)	保護者の子育て不安等を軽減するため、地域子育て支援拠点等と連携し、安定的にアドバイザーの派遣を行う必要があることから、子育て支援アドバイザーの派遣回数を指標として設定した。	385	(目標) 500 (予算)	1,000	B	市内の子育て広場、子育てスポット、子育てサークル等で子育て親子の相談対応や絵本の読み聞かせなど、各派遣先でそれぞれのアドバイザーがニーズに沿った支援を行った。令和6年度についても、引き続き派遣先でのニーズに応じた支援を実施する。	A	—	継続	1,000	子ども育成課	
						(実績) 437 (決算)	1,000									
	105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを核とした地域の子育て支援団体を対象とした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。	子育て支援交流会の開催回数(回)	子育て支援交流会を実施することで、地域子育て支援拠点や子育てサークルの支援を行い、連携が強化されることが見込まれ、地域の子育て支援団体や地域住民等との交流、ネットワークが生まれることで、地域に根ざしたサークル活動が可能となることを目標とするため、子育て支援交流会の開催回数を指標として設定した。	7	(目標) 7 (予算)	450	B	子育て広場が中心となり、地域で子育て支援を行う団体や子育てサークル等と子育て支援交流会を実施した。令和6年度についても、引き続きサークル活動を支援すべく、奈良市子育てサークル補助金を交付するとともに、地域における子育て支援団体交流の場として、子育て支援交流会を開催する予定である。	A	—	継続	450	子ども育成課	
						(実績) 5 (決算)	238									
②地域における子どもの見守り活動の推進	106	交通安全教室の開催	学校園に向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	交通安全教室開催率(%)	交通安全教室は、交通事故防止と交通安全思想の普及を目的としているため、「交通安全教育の推進」を測る指標として、奈良市内の学校園の交通安全教室開催率を設定した。	49.2	(目標) 84 (予算)	2,049	C	保育園、こども園、幼稚園、小・中学校、福祉センター等に向き、令和5年度は延べ97回(参加者8988人)交通安全教室を実施した。交通安全教室を実施したことで、幼児・児童・生徒、保護者、高齢者の交通ルール、マナーの向上を図った。交通安全教室については、奈良警察署、奈良西警察署、天理警察署と協力し、それにより、今後も、幼児・児童・生徒、保護者、高齢者を対象に、市民一人ひとりの安全意識の高揚を図っていく。	A	C	継続	2,206	危機管理課	
						(実績) 54.8 (決算)	1,883									
	107	青色防犯パトロール	市内一円を、青色防犯灯を装着した車両でパトロール巡回し、犯罪や事故等を未然に防止するための啓発活動を行います。	青色防犯パトロール実施回数(回)	青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため設定した。	369	(目標) 275 (予算)	221	A	青色防犯パトロールを令和5年度は332回実施した。パトロールの定着により、犯罪・事故の未然防止に効果があった。青色防犯パトロールを実施することにより、空き巣、車上荒し、ひったくり、オートバイ・自転車泥棒等の街頭犯罪に対する抑止効果が期待できるため、各機関と協力し、パトロールの実施を積極的に推進する。	A	C	継続	266	危機管理課	
						(実績) 332 (決算)	200									

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度 実績値)	令和5年度の取組状況				奈良市子どもやさしいまち づくり条例第11条第2項の 規定に対する担当課評価		今後の方針	令和6年度 予算額 (千円)	担当課	
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びそ の関係者に対 して適切な情 報を提供しま したか	子どもが意見 表明や参加す る機会を設け るよう努めま したか				拡大、縮小、廃止 の理由
	108	防犯カメラ設置事業	交通の様々な街や駅・学校周辺に防犯カメラを設置し、犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても、警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立します。	街頭防犯カメラ設置台数(台)	犯罪を未然に防ぐ「犯罪抑止力」を高め、万一犯罪が発生した場合においても警察と連携し速やかな認知、被害者の保護など迅速・的確に対応できる態勢を確立して、安全安心なまちづくりの実現に寄与する。また、自治会等に補助金を助成し防犯カメラの設置を促進することで、地域の防犯意識を高め犯罪を許さない機運を醸成するため、防犯カメラの市設置台数と自治会等設置台数を合算した数値を設定した。	500	(目標) 434 (予算)	B	平成28年度から令和4年度までに、犯罪発生が集中する市内各駅周辺、交通の要衝地及び観光地、小・中学校の通学路周辺や防犯及び交通安全の観点から設置の必要性の高い場所や、街頭犯罪やひき逃げなどの交通犯罪が多発している箇所のほか東部地域の交通要衝地などに500台を設置した。平成29年度から、防犯カメラを設置する自治会等団体に補助金を交付し、令和2年度は、補助金の上限を1地区あたり10万円から20万円に増額した。自治会等団体への防犯カメラ設置補助事業の更なる充実に取り組み、奈良市内の安全安心なまちづくりの推進を図る。	-	-	継続	24,739	危機管理課		
	109	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。	「子ども安全の日の集い」参加者の満足度(%)	子どもの安全に取り組む大人の意識向上を目的としていることから、「子ども安全の日の集い」参加者の満足度を指標とする。	100	(目標) 90 (予算)	B	「子ども安全の日の集い」については、新型コロナウイルス感染症に係る制限も緩和されたことから、参加者が会場に集う集合型での開催とした。また、昨年度に引き続き、一般の方へ向けに会場の模様をライブ配信し、子どもの安全・安心を守る学校と地域の機運を高める契機とすることができた。全国的にも子どもが被害に遭う凶悪な事件や事故は後を絶たず、地域の小中高生の安全への意識や防犯に対する意識を高め、「自らの命は自らが守る」力を育成することは、今後、更に重要となってくると思われる。	A	-	継続	62	いじめ防止生徒指導課		
	110	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。	市立小中学校に子どもを通わせている全世帯における、なら子どもサポートネットの登録世帯数の割合(%)	「なら子どもサポートネット」を通じて、不審者情報をはじめとする、子どもの安心安全に関する情報を配信している。家庭の防犯意識の向上や防犯活動の促進が、子どもの安心安全確保に関して重要であることから、登録世帯数の割合を指標とする。	92	(目標) 98 (予算)	B	「なら子どもサポートネット」には、保護者や地域の方、学校園等の関係機関も含め16,292件の登録があった。また、309件の安全安心情報の配信を行うとともに、正確な情報を迅速に提供するよう努めた。不審者情報をはじめとする子どもの安全安心に関する情報については、保護者や市民からのニーズが高く、迅速で正確な情報提供が求められている。今後、登録者数を増やし、より多くの人が情報を共有することで、地域の防犯力の向上に繋げることが重要である。	A	-	継続	1,254	いじめ防止生徒指導課		
	111	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「子ども安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	「子ども安全の家」標旗設置件数(件)	地域全体で子どもを守る機運を広めるため、標旗の設置件数を指標とする。	3,595	(目標) 5,000 (予算)	B	「子ども安全の家」の標旗の設置については、3,519軒のご家庭及び店舗に協力をいただくことができた。今後も、子どもを犯罪や事故から守るため、子どもが危険を感じた時に、直ぐに助けを求め駆け込める場を確保することが重要である。また、より多くの場所に設置いただくことで、地域で地域の子どもの安全を守る機運を高めることに繋げる必要がある。	B	-	継続	560	いじめ防止生徒指導課		
							(実績) 3,519 (決算)									

(2) 仕事と子育ての両立支援の推進

①男女共同の子育ての促進と子どもを大切に社会的な機運の醸成	112	イクメン手帳の配布	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配布します。	イクメン手帳配布部数(部)	父親として子育てに積極的に参加してもらうことを目標として発行している。母子手帳との配布と同時に渡すことはもちろん、庁内外各窓口に設置することや、子育てに関するイベント等で積極的に配布していき、第一期の目標値を上回るよう設定した。	2,785	(目標) 3,500 (予算)	B	出産や育児に関し、父親として知っておきたい情報をまとめた「イクメンハンドブック」を母子手帳と共に配布している。また、各出張所や行政センター、子ども未来部の各窓口に配置し希望者に配布している他、市ホームページでも公開し、ダウンロードが可能である。令和5年度にリニューアルしたハンドブックは、4章立てで構成しているが、第1章に育児休業を取り上げ、特に男性育児についての啓発に注力した。その後の章においても、妊娠期から子どもの就学前までの、その時々に応じた父親の対応をわかりやすく記載しており、内容の充実にも努めている。今後も引き続き周知に努めていく。	A	-	継続	443	男女共同参画室	
							(実績) 2,785 (決算)								
	113	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。	ワークライフバランスに関する企業向け講座回数(回)	女性の就業等に向けた事業の一環として、市内企業のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を推進することで、従業員の就業への満足度や生活・労働意欲の向上、また企業の業績や生産性の向上に繋がりを、ひいては市内企業の魅力をアップさせ女性をはじめとした多様な人材が活躍できる環境を構築することが重要であるため。	-	(目標) 3 (予算)	B	男性の育児休業取得の重要性や効果についての啓発を行うため①経営者・人事総務担当者向け集合型セミナー②社員向け講師派遣型講座③好事例の収集と発信を実施し、育児休業が企業にもたらす利益や生産性の向上の重要性を伝え、経営者の意識改革を促し、市内企業のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の取組を推進した。	-	-	継続	450	産業政策課	
							(実績) 3 (決算)								

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標						直近の状況 (令和4年度実績値)	令和5年度の実績状況				奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第11条第2項の規定に対する担当課評価		今後の方針 拡大、縮小、廃止の理由	令和6年度 予算額 (千円)	担当課
施策の方向性	No	事業名	事業概要	指標	指標の設定理由		目標・実績値	予算・決算額 (千円)	進捗状況に 対する担当 課評価	取り組み内容・課題等	子ども及びその 関係者に対して適切な情 報を提供しましたか	子どもが意見 表明や参加する機会を設ける よう努めましたか			

(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

①安心して外出できる環境づくりの推進	114	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。	対策箇所数(箇所)	「通学路交通安全プログラム」に基づき、市・警察・小学校関係者・PTA代表・地域の代表者と共に通学路の合同点検を行い要対策箇所を決定しているため。	70	(目標) 40 (予算)	54,500	B	平成24年度から奈良市通学路交通安全プログラムに基づき毎年教育委員会等の関係機関と通学路点検を実施しており、抽出された危険箇所について随時安全対策を施している状況である。今年度も引き続き、通常の合同点検にて抽出された危険箇所に対し、随時安全対策を行っていく計画である。	-	-	継続	604,500	道路建設課	
						(実績)	41 (決算)	29,197								
	115	公園管理運営	身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。	管理する公園などの数(箇所)	公園施設を適正に維持管理していく事業であり、市民が安全で安心して利用できるよう、公園施設を継続的に維持補修していくことが重要であるため。	687	(目標) 710 (予算)	221,149	B	公園・緑地等の安全・安心の確保を図るため、清掃・除草・樹木の剪定撤去による維持管理及び、遊具の修繕や日常点検を実施した。今後も地域住民とともに遊具の事故が発生しないよう安全な公園施設を目指す。さらに予算の都合上、十分な対応が出来ないことのないように、予算の確保や公園の遊具等の安全確保に努める。	B	B	継続	225,109	公園緑地課	
						(実績)	690 (決算)	204,205								
	116	公園整備事業	都市公園の経年劣化による遊具等の公園施設の施設の更新を行います。	遊具数(基)	平成27年度に策定された公園施設長寿命化計画に基づいた事業であり、公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、安全で安心して利用できるよう継続的な公園施設の整備が重要であるため。	0	(目標) 20 (予算)	30,000	B	令和5年度は更新する遊具の選定について、自治会を通じ小学生等に意見を伺ったり新たな遊具を発表する場を設けたりする等を行い広く意見を聞くことができた。また、今後事業は継続して行っていくが、令和5年の補正予算によって令和6年度に実施予定だった工事を前倒しで取り組んでいる。	A	B	継続	0	公園緑地課	
						(実績)	39 (繰越26基予定)	52,077 (繰越額29,888)								
	117	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯(多子世帯)に対する優先入居制度を実施します。	多子世帯向け住宅の新規募集戸数(戸)	多子世帯向け住宅の新規募集を行うことにより住宅に困窮する多子世帯に対する支援や、空家の有効活用・地域活性化につながるため。	2	(目標) 2 (予算)	4,000	B	多子世帯向けとして2件募集し、1件応募があった。入居のなかった住宅については、次回以降の定期募集で子育て世帯向けとして募集している。決算額については、多子世帯向けと子育て世帯向け住宅の内訳を個別で計上していない。今後も多子世帯向け住宅の募集を継続する。	A	-	継続	4,000	住宅課	
						(実績)	2 (決算)	-								
	118	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯(子育て世帯)に対する優先入居制度を実施します。	子育て世帯向け住宅の新規募集戸数(戸)	子育て世帯に低廉な家賃の住宅を提供することにより、ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な住環境を創出するため。	20	(目標) 4 (予算)	20,000	B	子育て世帯向けとして20件空家募集し、11件応募があった。入居のなかった住宅については、次回以降の定期募集で一般向けとして募集している。決算額については、多子世帯向けと子育て世帯向け住宅の内訳を個別で計上していない。今後も子育て世帯向け住宅の募集を継続する。	A	-	継続	20,000	住宅課	
						(実績)	20 (決算)	-								

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画  
「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」の  
令和5年度進捗状況について

# 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（子どもにやさしいまちづくりプラン）について

本市の子ども・子育て支援に関する事業を推進するため、奈良市子ども・子育て支援事業計画があります。

<子ども・子育て支援法第61条（抄）>

1 市町村は、基本指針に即して、**五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画**（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

上記法令に基づき、

- ・平成27年に第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）
  - ・令和2年に第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）
- を策定しました。

本計画に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する事業（第二期では現在117事業）を推進しています。

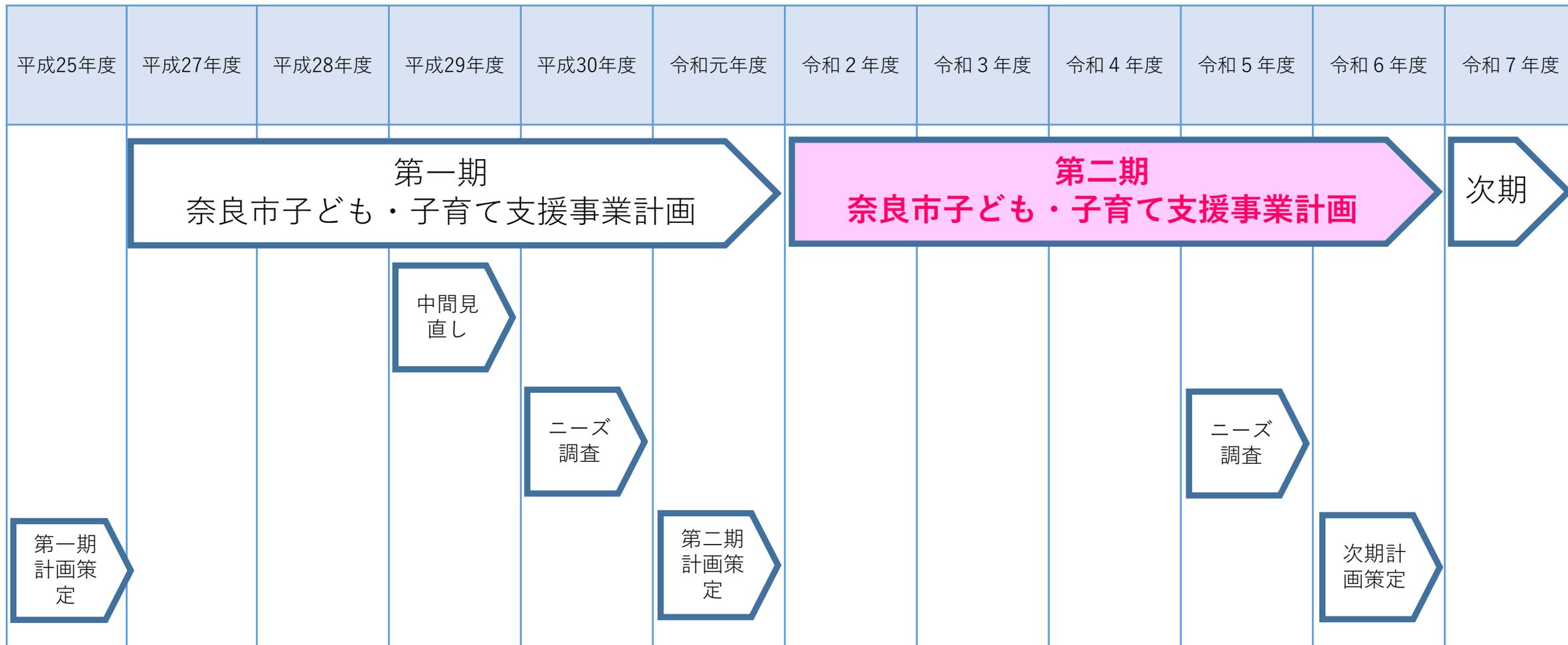


（参考）奈良市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成推進行動計画も引き継ぐ計画として策定しています。

<次世代育成支援対策推進法第8条（抄）>

1 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

# 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画の計画期間



# 奈良市子ども・子育て会議による計画実施状況の点検・評価

子ども・子育て支援法第72条により、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められており、本市では、平成25年3月に「奈良市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「奈良市子ども・子育て会議」を設置しました。

<子ども・子育て支援法第72条第1項に掲げる事務>

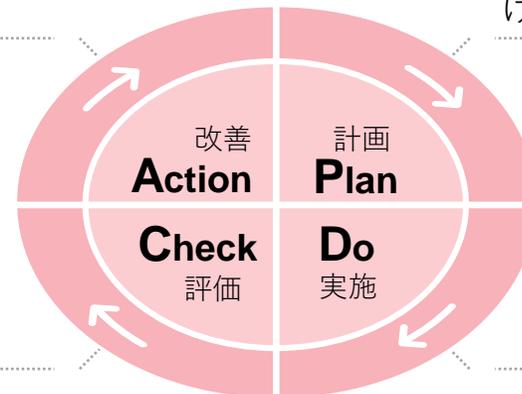
- ① 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員の設定に関する事
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事

子ども・子育て会議での審議事項の一つに「④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事」が定められており、これに基づき、委員の皆様は、毎年、本市の子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況について、ご意見をお願いしています。

- ・ 予算編成を通じた施策の検討
- ・ 計画の中間年を目安に量の見込等を必要に応じて見直し

奈良市子ども・子育て会議における審議を踏まえた計画の策定

計画の実施状況の点検・評価



施策の実施

# 1. 令和5年度進捗状況のご報告について

毎年、奈良市の子ども・子育て支援に関する事業の進捗状況に対してご評価いただいておりますが、引き続き令和5年度の各事業の進捗状況に対するご意見をお願いいたします。

対象となる事業は、これまでと同様に＜子ども・子育て支援法第61条＞の定めにより策定した「奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）」（以下、事業計画）に紐づく事業です。

合計117事業の進捗状況につきましては、資料3-1 第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」令和5年度進捗状況一覧で、書面にてご報告いたします。

## 2-1. 地域子ども・子育て支援事業について

<子ども・子育て支援法第61条>では、本事業計画に、保育所・幼稚園・こども園など教育・保育施設の提供区域毎の目標値、及び「地域子ども・子育て支援事業」の13の事業の目標値（量の見込みと確保方策）を設定し、各計画年度の進捗管理を行うことが求められています。

これらの事業は第二期計画の進捗管理事業に含めるとともに、本事業計画書の第5章「教育・保育の量の見込みと確保方策」（P58～99）に掲載しています。

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」（令和2年度～令和6年度） 第5章							
対象事業	No	奈良市における事業名	担当課	対象事業	No	奈良市における事業名	担当課
教育・保育	2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	子ども政策課	(7) 地域子育て支援拠点事業 (子育て広場)	55	地域子育て支援拠点事業	子ども育成課
			保育所・幼稚園課		56	子育てスポット事業	子ども育成課
(1) 利用者支援事業	64	利用者支援事業	保育所・幼稚園課	(8) 一時預かり事業	57	子育てスポットすくすく広場事業	子ども育成課
			子ども育成課		4	幼稚園等の一時預かり事業	保育総務課
(2) 時間外保育事業 (延長保育事業)	5	保育所等の延長保育	母子保健課	(8) 一時預かり事業	60	保育所等における一時預かり事業	保育所・幼稚園課
			保育総務課				61
(3) 放課後児童健全育成事業 (バンビーホーム等)	22	放課後児童健全育成事業	地域教育課	(9) 病児・病後児保育事業	62	病児・病後児保育事業	保育所・幼稚園課
(4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ等)	63	子育て短期支援事業	子育て相談課	(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	102	ファミリー・サポート・センター事業	子ども育成課
(5) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	子育て相談課	(11) 妊婦健康診査事業	40	妊婦健康診査事業	母子保健課
(6) 養育支援訪問事業	94	養育支援訪問事業	子育て相談課	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	未実施	—
※「No」は資料1-1の事業Noと紐づいています。				(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	72	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（令和3年度より実施）	保育所・幼稚園課

次頁より上記各事業の令和5年度実績を報告します。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

教育・保育

進捗管理事業No.2

【計画値】

		令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定						
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳					
合計	児童数（推計）	7,765		4,720	2,241	7,586		4,656	2,200	7,363		4,599	2,154	7,226		4,509	2,107	7,117		4,415	2,050					
	量の見込み	3,435	538	3,497	2,204	650	3,295	562	3,482	2,229	660	3,145	581	3,445	2,261	668	3,033	605	3,440	2,274	674	2,988	595	3,389	2,228	655
	確保 方策	特定教育・保育施設	3,112	4,016	2,216	754	3,171	4,052	2,234	754	3,157	4,052	2,234	754	3,157	4,052	2,239	754	3,157	4,052	2,239	754	3,157	4,052	2,239	754
		確認を受けない教育・保育施設	2,077	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30	1,980	33	75	30
		特定地域型保育事業			91	42			91	42			91	42			91	42			91	42			91	42
	確保方策計	5,189	4,049	2,382	826	5,151	4,085	2,400	826	5,137	4,085	2,400	826	5,137	4,085	2,405	826	5,137	4,085	2,405	826	5,137	4,085	2,405	826	
不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【実績値】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
合計	児童数（確定）	7,263			4,283	1,909
	希望者数	3,250	450	3,825	2,315	563
	受入 定員	特定教育・保育施設	2,860	4,188	2,274	770
		確認を受けない教育・保育施設	1,870	41	84	35
		特定地域型保育事業			97	34
	定員総数	4,730	4,229	2,455	839	
不足	0	0	0	0		

令和4年度より開始している、極楽坊あすかこども園の保育定員増員のための移設を伴う園舎新築工事を継続しました。また、親愛幼稚園の認定こども園移行に向けた取組を進めました。

引き続き待機児童の解消や多様な教育・保育ニーズへ対応することを目的として、既存施設の活用及び新設等のハード面の整備に合わせ、幼保施設の充足率の状況や奈良市全体の保育需要と供給のバランスを考慮して検討を進めていきます。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (1) 利用者支援事業

進捗管理事業No.64

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

#### 【計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	5	5	5	5	5
基本型・特定型	3	3	3	3	3
母子保健型	2	2	2	2	2

(単位：箇所)

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	5	5	6	16	
基本型・特定型	3	3	4	14	
母子保健型	2	2	2	2	

令和5年度は【基本型】を子育て広場の統括拠点1箇所から、市内12箇所の各子育て広場に拡大したため、13箇所と大幅に増加しました。なお、【特定型】の保育コンシェルジュを市役所本庁舎内に、【母子保健型】の相談窓口を保健所及び都祁保健センターに設けており、市内合計16箇所で利用者支援事業を実施しました。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

進捗管理事業No.5

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

#### 【計画値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	2,464	2,564	2,664	2,765	2,865
中央	799	832	864	897	929
西部北	770	801	832	864	895
西部南	895	931	968	1004	1041
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人数	2,031	2,163	2,273	2,285	
中央	735	732	791	743	
西部北	617	705	728	760	
西部南	679	726	754	782	
南部	—	—	—	—	—
東部	—	—	—	—	—

令和5年度は、保護者の多様な就労形態に対応し、子育てと仕事を両立できる環境を整備するため、市立保育所1園、こども園2園で利用時間を超えた延長保育を実施したほか、私立保育所24園、私立認定こども園18園及び小規模保育事業所7園においても同事業を実施しました。今後も同事業の充実を目指しつつ、新設園開所の際に、延長保育事業の実施を促すことにより、更なる拡充を図ります。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

進捗管理事業No.22

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設（バンビーホーム）内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

#### 【計画値（全域）】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	3,764	3,980	4,179	4,358	4,521
1年生	1,029	1,098	1,158	1,178	1,211
2年生	989	984	1,050	1,108	1,128
3年生	771	850	846	904	952
4年生	513	547	601	599	640
5年生	302	307	325	358	358
6年生	160	194	199	211	232

#### 【実績値（全域）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	1,996	3,574	3,749	3,980	
1年生	558	1,037	1,167	1,136	
2年生	509	887	930	1,084	
3年生	406	755	702	803	
4年生	300	484	529	495	
5年生	153	268	287	312	
6年生	70	143	134	150	

例年に引き続き延長保育や夏休み等昼食提供事業を実施し、新たに入所申請書の様式を集約・簡略化することで、保護者の負担軽減を図った結果、入所児童数は3,980人となりました。

巡回支援員の訪問保育指導を142回、作業療法士の訪問指導プログラムを152回(856時間、対象児童41人)、支援員研修を18回(合計参加人数1,106人)実施し、過去の研修動画を視聴可能な専用ホームページを作成する等、保育の質の向上に取り組み、引き続き主任支援員を配置し施設運営の効率化を図りました。

共働き家庭の増加に伴い、利用児童数は年々増加していることから、引き続き支援員確保を強化しつつ、児童が安全・快適に過ごすことができるように施設整備を進めます。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

進捗管理事業No.22

(単位：人)

【令和5年度計画値  
(地域別)】

		量の見込み及び確保方策				
		中央	西部北	西部南	南部	東部
全学年計	全学年計	1,082	1,370	1,563	236	107
	1年生	284	373	434	61	26
	2年生	268	375	384	58	23
	3年生	230	281	330	45	18
	4年生	139	193	203	44	20
	5年生	105	93	128	18	14
	6年生	56	55	84	10	6

【令和5年度実績値  
(地域別)】

		実績				
		中央	西部北	西部南	南部	東部
全学年計	全学年計	1,079	1,146	1,460	184	111
	1年生	297	344	426	49	20
	2年生	316	318	366	61	23
	3年生	213	217	324	29	20
	4年生	123	142	184	25	21
	5年生	93	84	108	12	15
	6年生	37	41	52	8	12

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

進捗管理事業No.63

保護者の疾病等の理由により一時的に家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、必要な支援を行う事業です。

#### 【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	300	300	300	300	300

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	122	116	324	223	

令和4年度は、利用者延人数は77人であり、利用日数は324日（コロナ特例50日含む）であった一方で、令和5年度は利用者延人数は84人であり、利用日数は223日でした。利用人数が増え、日数が減った理由としては、1回の利用で長期に利用する人が減ったためです。このことから長期に利用せずとも育児疲れが軽減し、また、親子が離れることで親子関係、愛着形成の阻害は免れていると考えられます。しかし、子育ての孤立化などから、今後も利用者が増加していることが予測され、児童虐待防止を目指し、里親等受け入れ先の増加を目指していきます。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

進捗管理事業No.43

生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減することで、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

【計画値】

(単位：面接件数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ面接件数	2,223	2,182	2,137	2,090	2,034

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ面接件数	2,025	2,046	1,912	令和6年9月頃 確定予定	

令和5年4月から令和5年11月生まれの対象1,244人に対し、1,232人（面接率99%）訪問を行いました。継続支援が必要な対象者は関係機関と連携し、健診や教室、養育支援訪問等で支援を行いました。

引き続き、全戸訪問の100%実施の実現に向け、訪問できない家庭については、来所等による面接を積極的に勧奨し、全ての乳児と保護者に会うことを目指します。また、継続的な支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取りながら支援を行っていきます。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (6) 養育支援訪問事業

進捗管理事業No.94

養育支援が特に必要であると認められる家庭等を訪問し、保護者の養育に関する相談、助言、家事の支援などを行います。保護者の養育負担を軽減し、子どもの養育が安定してできる環境を確保することを目的とします。

#### 【計画値】

(単位：世帯数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	75	75	75	75	75

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ派遣世帯数	101	97	93	122	

令和5年度は、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門職（保育士、看護師等）が訪問し、養育に関する相談、助言などを行いました。（新規17件、継続も含めた122世帯に対して、合計224回訪問）また、家事や育児についてサポートが必要である家族に対して、ホームヘルパーを派遣し、1,455回サポートを行いました。

年々家事や育児サポートに対するニーズが高まっており、申請希望者が増加しているため、新たに4事業所と契約し、育児負担の軽減に努めました。今後も事業所の拡大と電子申請等の利便性の向上を進めていきます。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場等）

進捗管理事業No.55～57

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

#### 【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	163,432	166,650	169,867	173,085	176,303
中央	49,966	50,950	51,934	52,918	53,902
西部北	68,392	69,739	71,086	72,432	73,778
西部南	26,377	26,896	27,415	27,935	28,454
南部	12,383	12,627	12,870	13,114	13,358
東部	6,314	6,438	6,562	6,686	6,811

地域子育て支援拠点事業では、市内の子育て広場13か所で、親子が集える場の提供、子育てに関する講座の実施、子育て等に関する相談援助を行いました。また、地域の団体と協働しての出張講座、地域ボランティアの受入れ、子育てサークルの支援を行う等積極的な地域との連携・支援を行いました。

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	81,526	73,702	93,774	117,417	
中央	26,188	22,168	22,750	32,395	
西部北	26,685	24,953	29,992	36,175	
西部南	18,849	16,890	31,289	38,694	
南部	5,606	6,416	6,390	6,850	
東部	4,198	3,275	3,353	3,303	

子育てスポット事業においては、地域の方が参加し、交流できるよう、各々のスポットが内容の工夫を行い事業を実施しました。令和6年度においても地域の子育て親子が利用しやすい場となるよう、引き続きそれぞれの地域で工夫しながら事業を実施していきます。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

(8) 一時預かり事業 ① 幼稚園等の在園児を対象とした一時預かり

進捗管理事業No.4

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に一時預かり事業を実施し、保護者の子育てを支援します。

【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	120,408	124,378	128,347	132,317	136,286
中央	42,135	43,891	45,647	47,403	49,158
西部北	30,434	31,363	32,293	33,223	34,153
西部南	45,387	46,579	47,770	48,961	50,152
南部	1,132	1,190	1,247	1,305	1,362
東部	1,320	1,355	1,390	1,425	1,461

【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	96,725	106,832	105,132	115,170	
中央	31,829	33,837	31,166	29,472	
西部北	25,924	28,290	29,802	33,265	
西部南	35,525	40,963	40,481	48,866	
南部	2,738	1,919	2,198	2,266	
東部	709	1,823	1,485	1,301	

令和5年度は、市立認定こども園全17園、市立幼稚園全9園、私立認定こども園14園、私立幼稚園（新制度）1園で事業を実施しました。市立園においては、保護者の多様化するニーズに対応し就労支援や育児の負担軽減に繋がるよう努めました。担当者連絡会を開催し情報交換等の機会をもち更に保育の充実に努めます。

また、市単独で補助制度を設けている2歳児受入推進事業については、私立幼稚園2園で実施し、保護者の多様な就労形態に対応することで、私立幼稚園への就園促進を図りました。

※ 奈良佐保短期大学附属生駒幼稚園（生駒市）分は1,075人（上記に含めず）

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (8) 一時預かり事業 ② 保育所等の一時預かり 進捗管理事業No.60、61

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。地域子育て支援拠点においては、施設の利用経験がある乳幼児を対象に一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してきめ細やかな支援をします。

#### 【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	12,453	12,435	12,417	12,400	12,380
中央	4,693	4,692	4,688	4,686	4,684
西部北	3,402	3,399	3,392	3,383	3,374
西部南	4,346	4,332	4,326	4,320	4,311
南部	—	—	—	—	—
東部	12	12	11	11	11

令和5年度は、保護者の多様なニーズに対応し、子育て世帯の支援を図るため、一時預かり事業を実施している市内の私立保育所等18園に対して補助を行いました。今後も、子育て支援の充実のため、事業の充実に努めます。

地域子育て支援拠点においては、保護者の育児負担軽減やリフレッシュのため、子育て広場6箇所でも一時預かりを行いました。令和6年度においても事業の周知を積極的に行うとともに、子育て中の親の助けとなるよう事業を実施していきます。

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	7,758	8,244	10,363	12,365	
中央	3,709	3,445	3,673	4,056	
西部北	2,239	2,513	2,755	3,133	
西部南	1,771	2,275	3,924	5,141	
南部	—	—	—	—	—
東部	39	11	11	35	

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (9) 病児・病後児保育事業 進捗管理事業No.62

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

#### 【計画値】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	1,824	1,824	1,824	1,824	1,824

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	450	1,015	1,220	1,552	

令和5年度も引き続き、子どもが一時的な病気の際にも安心して仕事ができるような環境を整え、子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する市内5施設に対して補助を実施しました。

併せて、国の補助基準額に市単独で最低保証金額を設けることで、年間延べ利用児童数の増減に関わらず、病児保育の提供に必要な職員を確保できるよう補助を行いました。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

進捗管理事業No.102

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となった際に、会員相互の援助活動を行います。

#### 【計画値】

（単位：人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人日	7,513	7,879	8,243	8,644	9,073
就学前児童	4,853	5,212	5,578	5,989	6,435
小学生	2,660	2,667	2,665	2,655	2,638

依頼会員のニーズに応じ、預かり、送迎等の支援を行い、また、多子世帯や非課税世帯等に対する利用料助成を行いました。

また、地域子育て支援拠点と連携して講座を行う等積極的な広報に加えて、類似の子育て支援を実施している奈良女子大学と連携し、合同の会員募集フェアを本庁舎において実施しました。

会員数は、依頼会員1,870人、援助会員416人、両方会員65人であり、今後も引き続き、援助会員数の増加に向けて、ファミリー・サポート・センター以外の場所でも説明会を行う等積極的に広報を行っていきます。

#### 【実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用人日	4,300	4,812	5,499	4,384	
就学前児童	3,129	3,307	4,200	2,722	
小学生	1,171	1,505	1,299	1,662	

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

### (11) 妊婦健康診査事業 進捗管理事業No.40

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

#### 【計画値】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検診回数（延べ）	31,374	30,800	30,156	29,498	28,700

#### 【実績値】

(単位：回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
検診回数（延べ）	25,492	25,480	23,837	22,061	

令和5年度も引き続き、妊娠中の女性と胎児の健康の保持及び増進、異常の早期発見を図るため、妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しました。

また、妊娠期間中に受診が望ましいとされる14回分の補助券基本券に加え、補助券追加券を26枚を交付（令和5年9月以降は14枚を追加し、40枚交付）しました。

## 2-2. 地域子ども・子育て支援事業の令和5年度実績

- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 **【令和3年度より開始】**  
 (小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業)

進捗管理事業No.72

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

【計画値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当該集団活動を利用する幼児数	—	—	15	18	20

※令和3年度より事業が開始されたため、量の見込みと確保方策は第二期計画策定時には定めておりません。

【実績値】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当該集団活動を利用する幼児数	—	12	11	11	

令和5年度も引き続き、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者に月額20,000円を限度に給付しました。

第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画  
(奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン)  
について

# 子ども・子育て支援事業計画の法的位置づけ

< 子ども・子育て支援法第61条（抄） >

1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【令和2年度～令和6年度】

第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画（奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン）



【令和7年度～令和11年度】

第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画

**本年度策定**



4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれてる環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

【子どもの数】

人口構造から第三期計画期間中の人口推計を算出

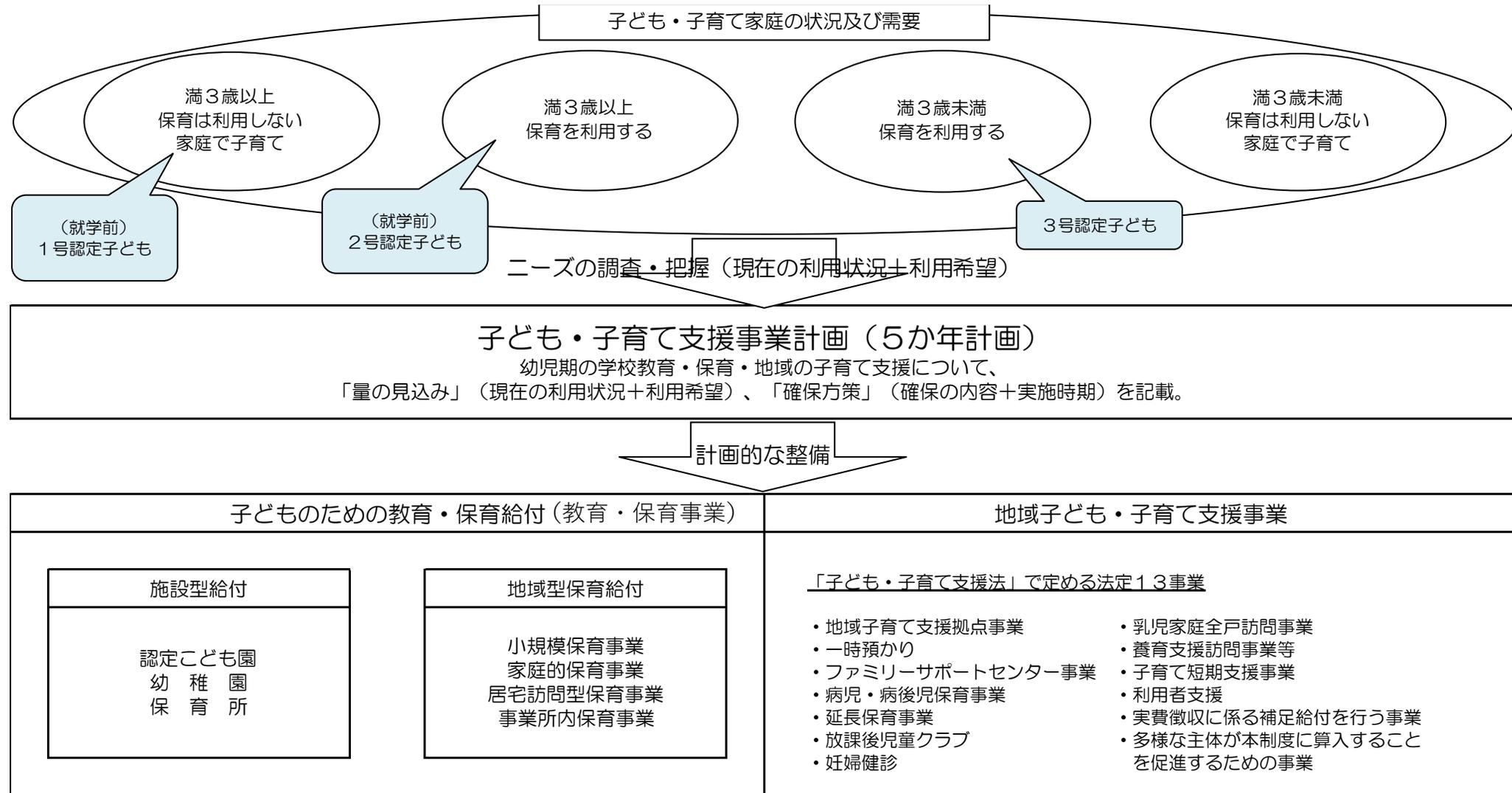
【子ども・保護者の状況・意向】

ニーズ調査を実施  
(令和5年度実施済み)

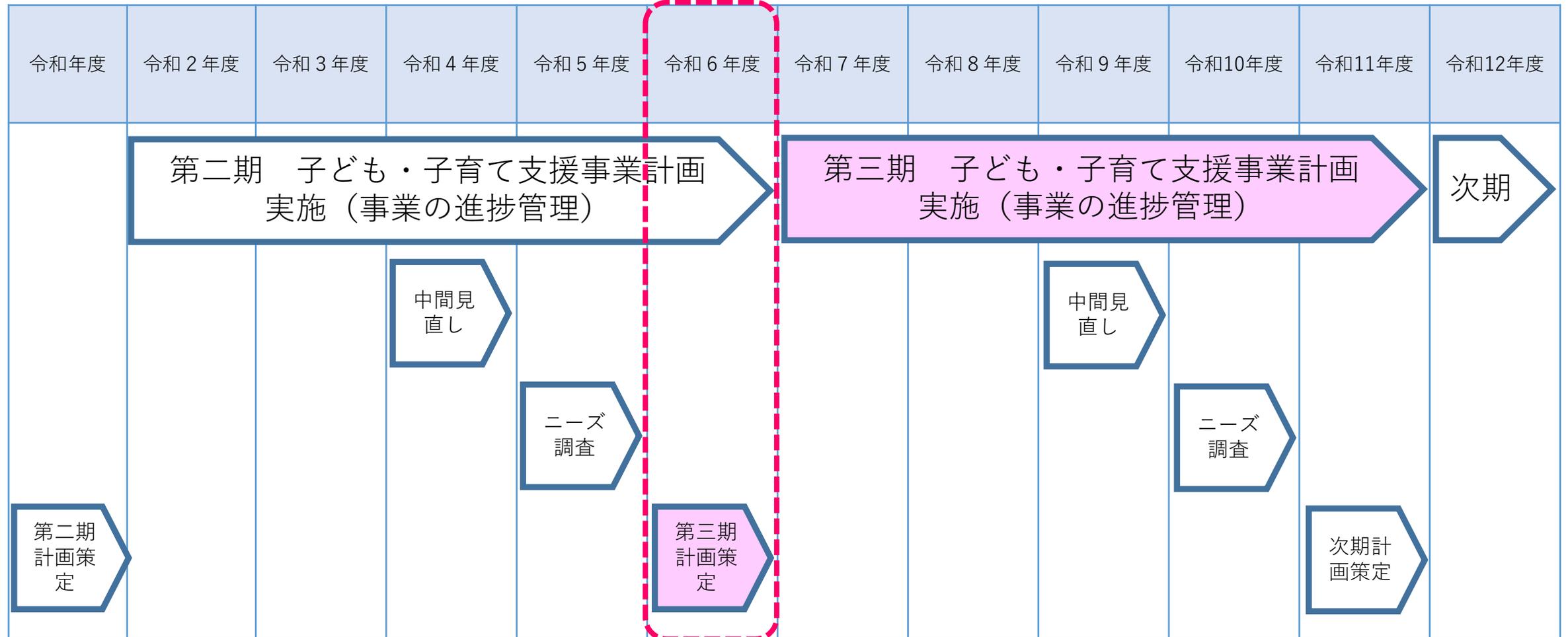


# 子ども・子育て支援事業計画の概要

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」を簡単に表現すると、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（国の子ども・子育て会議資料より抜粋・編集）

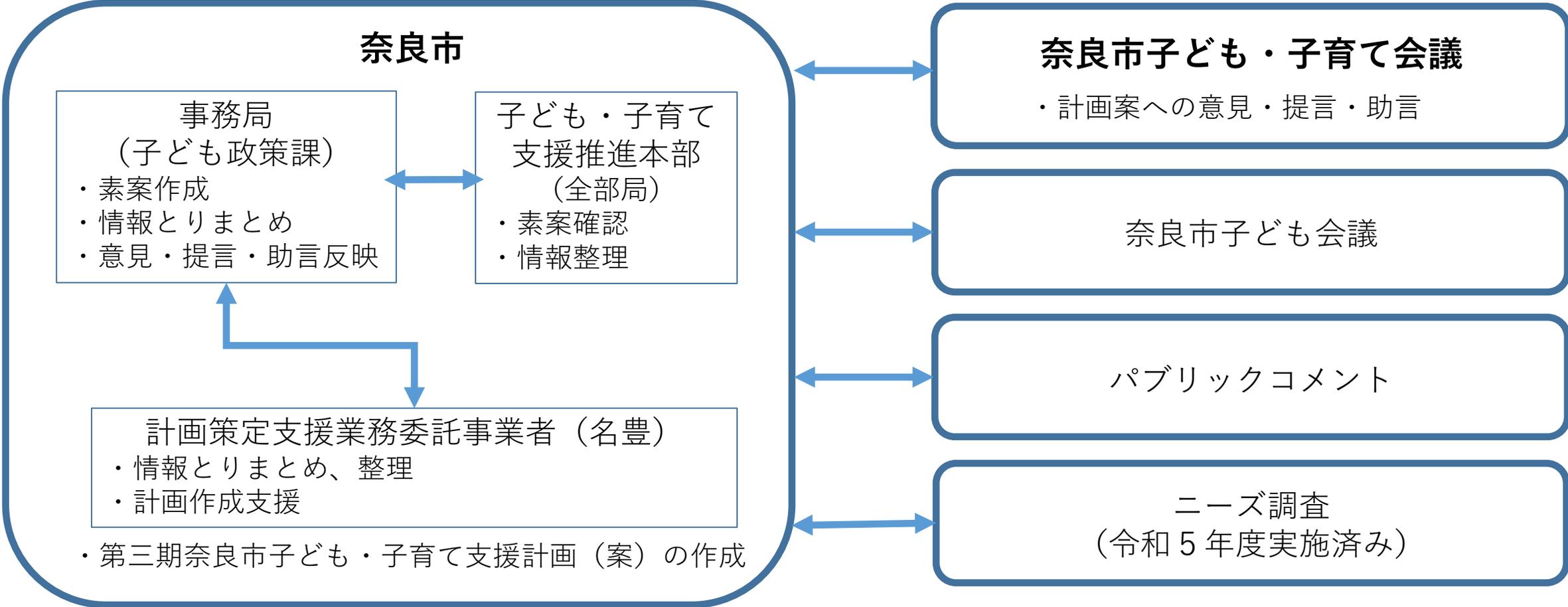


# 子ども・子育て支援事業計画の計画期間



第三期市町村子ども・子育て支援事業計画は、第二期の計画を引き継ぎ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

# 第三期子ども・子育て支援事業計画の策定体制



第三期奈良市子ども・子育て支援計画の策定

## こども基本法(4) (地方公共団体関係部分)

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

### 【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

### 【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定 (努力義務)

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする (こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること)
- 各計画は、既存の各法令 (※) に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能  
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

### 【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体 (※) は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置 (例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等) を講ずるものとする  
※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会 (例：教育委員会) や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- 具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断
- 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい

## 自治体子ども計画策定のためのガイドライン



○子ども基本法第10条において、

- ・都道府県は、子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を作成
  - ・市町村は、子ども大綱・都道府県子ども計画を勘案して「市町村子ども計画」を作成
- する努力義務が課せられています。

○本ガイドラインでは、地方自治体が自治体子ども計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点、事例等を取りまとめています。



### 子ども大綱

子ども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、幅広い子ども政策に関する基本的な方針と重要事項等を一元化

勘案



(自治体子ども計画)  
都道府県子ども計画

勘案



(自治体子ども計画)  
市町村子ども計画

○各法令等に基づく子どもに関する計画等を一体のものとして作成することができます。

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県/市町村子ども・若者計画  
・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県/市町村計画  
・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県/市町村行動計画  
・子ども・子育て支援法に基づく都道府県/市町村子ども・子育て支援事業計画 等  
※各法令等において記載すべき事項等とされている事項を盛り込む必要があります。

○関連計画等を一体的に作成することにより以下が期待されます。

- ①子ども施策に全体として横串を刺すこと
- ②住民にとってわかりやすいものとなること
- ③自治体行政の事務負担の軽減

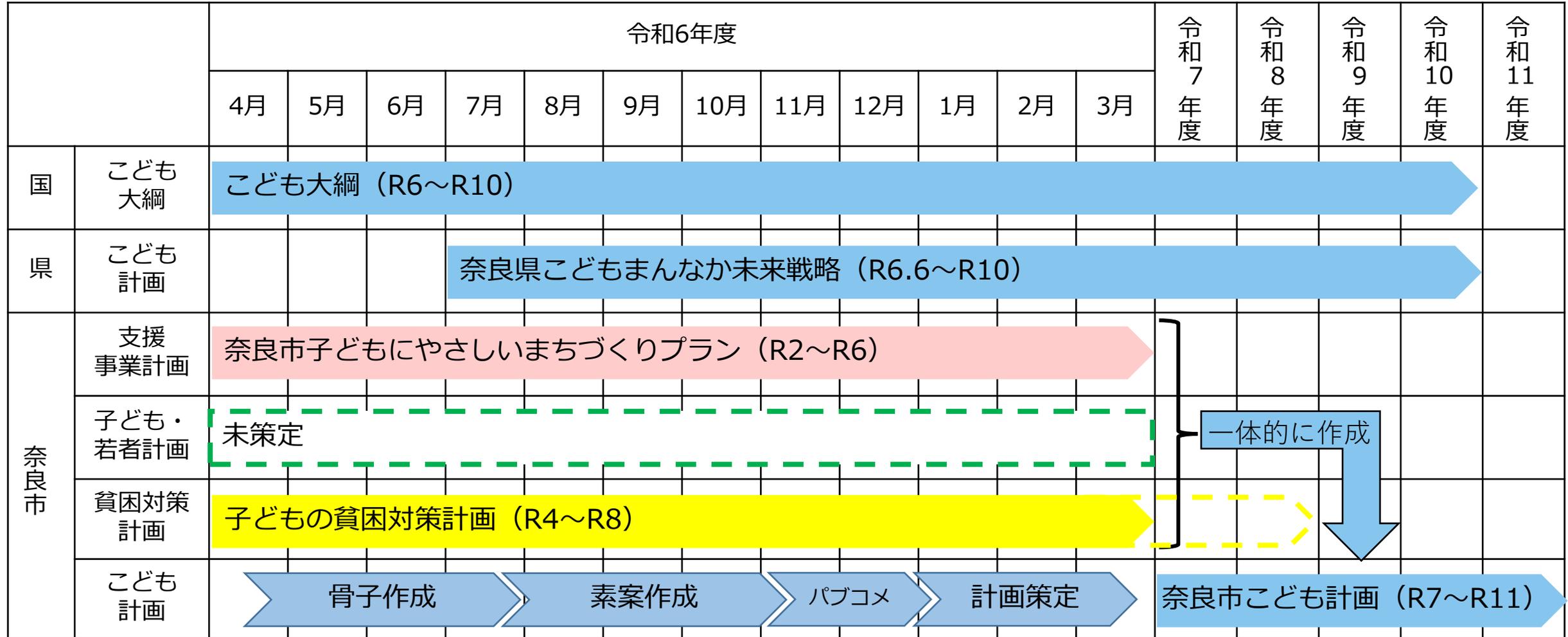
○地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体子ども計画と位置付けることも可能です。

○子ども・子育て事業債は、自治体子ども計画へ位置付けた事業が対象です。



# 奈良市こども計画について

## 策定イメージ



### 第三期奈良市子ども・子育て支援事業計画 の骨子案

①現行の施策体系		②次期計画の施策体系(案)			③見直しの視点	
基本理念	「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」	基本理念	「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」		こども大綱	ニーズ調査結果等から見た主な課題
基本方針	基本目標	基本方針	基本目標	施策の方向性		
1 子どもがいいきと心豊かに育ちま	(1) 子どもにとって大切な権利の保障	1 「こどもまんなか社会」の実現に向けたまちづくり	(1) 子どもにとって大切な権利の保障(現行1-1)	① 子どもが権利の主体として尊重される取組の推進	1 ライフステージを通じた重要事項 (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4)こどもの貧困対策 (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援 (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	【多様な保育ニーズの高まり】 ・母親の現在の就労状況について、就労している割合が増加しています。就労している保護者の増加により、保育所のニーズが今後も高まっていくことが考えられ、今後、多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業の利用時間、開始時間、終了時間など保護者のニーズに対応していくことが必要です。 【相談窓口の拡充】 ・子育てに関する悩みや不安の相談先として、就学前保護者では、「配偶者・パートナー」が約8割と最も高く、次いで「その他の親族」「隣近所の人、地域の知人・友人」となっており、公的な相談先の利用は少ない状況です。一方、子育てに関する情報入手をインターネット、SNSで行う人が増加しており、子育てに関する情報が過多になる中、信頼できる公的な相談の重要性が高まっています。
	(2) 乳幼児期の教育・保育の充実		(2) 子どもの居場所づくりの充実(現行1-3)	① 子どもの居場所や体験活動の充実		
	(3) 学齢期の教育・育成施策の充実		(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進(現行3-3)	① 安心して生活できる環境づくりの推進		
2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	(1) 子どもと子育て家庭の健康の確保	2 切れ目のない育ちを支えるまちづくり	(1) 乳幼児期の教育・保育の充実(現行1-2)	① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実	2 ライフステージ別の重要事項 (1)こどもの誕生前から幼児期まで ①妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ②こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 (2)学童期・思春期 ①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり ②小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ③成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ④いじめ防止 ⑤不登校のこどもへの支援 ⑥校則の見直し ⑦体罰や不適切な指導の防止 ⑧高校中退の予防、高校中退後の支援 (3)青年期 ①高等教育の修学支援、高等教育の充実 ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	【安心した子育て支援】 ・子育てをする中で、有効な支援・対策について、「経済的支援の充実」、「教育・保育に関する環境の充実」「子どもにとって安全な環境がある」が高くなっています。今後も、次代を担う全ての子どもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実等、子育て家庭が安心して子育てができる支援が必要です。 【育児休業制度の改善】 ・0~2歳の保護者の育児休業の取得率は母親では約6割、父親では約2割となっている。育児休業や短時間勤務制度をより利用しやすくなるための改善していくことが必要です。 【バンビーホーム(放課後児童クラブの整備)】 ・放課後に過ごさせたい場所として、3~5歳の保護者で、バンビーホーム(放課後児童クラブ)の割合が高くなっている。バンビーホーム(放課後児童クラブ)のニーズの増加が想定されることから、学童保育の受け皿の確保に向けたニーズを正確に把握していくことが必要です。
	(2) 地域の子育て支援の充実		(2) 学齢期の教育・育成施策の充実(現行1-3)	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ② 心身の健やかな成長のための取り組みの充実		
	(3) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実		(3) 次代を担う若者の支援の充実	① 若者への包括的な支援の推進 ② ライフコースの形成支援の充実		
3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	(4) 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	3 様々な状況にある子どもや子育て家庭を支えるまちづくり	(1) 子どもの貧困対策の推進(現行2-4)	① 生活困窮家庭等への教育支援の充実 ② 生活困窮家庭等への生活支援の充実 ③ 子どもの生活を支援する関係機関と連携した支援	3 子育て当事者への支援に関する重要事項 (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)地域子育て支援、家庭教育支援 (3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 (4)ひとり親家庭への支援	【子どもの居場所づくりの推進】 ・子どもにやさしいまちだと感じる条件として、「子どもが安心して過ごすことができる居場所や遊び場の確保」の割合が高くなっている。子どもから大人まで気軽に利用できる居場所を確保していくことが必要です。
	(1) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進		(2) 特別な配慮が必要な子どもと子育て家庭への支援の充実(現行2-4)	① 児童虐待の防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ② ひとり親家庭への支援の充実 ③ 障害のある子ども等への支援と子育て家庭への支援の充実		
	(2) 仕事と子育ての両立支援の推進		(1) 地域の子育て支援の充実(現行2-2)	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実		
	(3) 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進		(2) 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実(現行2-3)	① 子育てに関する情報提供体制の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実 ③ 気軽に相談できる支援体制		
		4 地域全体で子育て家庭を見守るまちづくり	(3) 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進(現行3-1)	① 地域における子育て支援活動の充実 ② 地域における子どもの見守り活動の推進		
			(4) 仕事と子育ての両立支援の推進(現行3-2)	① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成		